

第六十八回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十二号

昭和四十七年四月十八日(火曜日)

午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 加藤 陽三君

理事 山口 敏夫君

理事 伊藤惣助丸君

理事 阿部 文男君

理事 笠岡 喬君

理事 辻 寛一君

理事 葉梨 信行君

理事 湊 徹郎君

理事 横路 孝弘君

出席國務大臣

外務大臣 福田 赳夫君

國務大臣 (防衛庁長官) 江崎 眞澄君

出席政府委員

總理府総務副長 砂田 重民君

官 防衛庁参事官 高瀬 忠雄君

防衛庁参事官 鶴崎 敏君

防衛庁参事官 岡太 直君

防衛庁長官官房 長 安戸 基男君

防衛庁防衛局長 久保 卓也君

防衛庁人事教育 局長 江藤 淳雄君

防衛庁經理局長 田代 一正君

防衛庁裝備局長 黒部 穰君

防衛施設庁長官 島田 豊君

防衛施設庁総務 部長 長坂 強君

防衛施設庁総務 部長 銅崎 宣司君

防衛施設庁施設 部長 薄田 浩君

防衛施設庁施設 部長 安斉 正邦君

防衛施設庁事務 部長 安斉 正邦君

防衛施設庁事務 部長 安斉 正邦君

防衛施設庁事務 部長 安斉 正邦君

防衛施設庁事務 部長 安斉 正邦君

防衛施設庁事務 部長 安斉 正邦君

防衛施設庁事務 部長 安斉 正邦君

防衛施設庁事務 部長 安斉 正邦君

防衛施設庁事務 部長 安斉 正邦君

委員外の出席者

沖繩・北方対策 庁長官 岡部 秀一君

外務政務次官 大西 正男君

外務省アメリカ 局長 吉野 文六君

外務省条約局長 高島 益郎君

運輸政務次官 佐藤 孝行君

運輸省航空局長 内村 信行君

内閣委員会調査 室長 本田 敬信君

委員の異動

四月十七日

上原 康助君

川崎 寛治君

土井たか子君

鬼木 勝利君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

土井たか子君

鬼木 勝利君

坂井 弘一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

土井たか子君

鬼木 勝利君

坂井 弘一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

土井たか子君

鬼木 勝利君

坂井 弘一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

土井たか子君

鬼木 勝利君

坂井 弘一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

土井たか子君

鬼木 勝利君

坂井 弘一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

土井たか子君

鬼木 勝利君

坂井 弘一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき沖繩開発庁の所掌に属せられた事務を行なうこと。

（内部部局及び所掌事務）  
第五条 沖繩開発庁に、次の二局を置く。

総務局  
振興局

2 総務局においては、前条第一号に掲げる事務、同条第五号に掲げる事務（振興局の所掌に属するものを除く）、同条第六号及び第七号に掲げる事務、沖繩振興開発審議会の庶務に関する事務、庁務の総合調整に関する事務並びに振興局の所掌に属しないその他の事務をつかさどる。

3 振興局においては、前条第二号から第四号までに掲げる事務及び同条第五号に掲げる事務（沖繩振興開発特別措置法第六号から第八号まで及び第四十八条の規定に係るものに限る。）をつかさどる。

（長官）

第六条 沖繩開発庁の長は、沖繩開発庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

2 沖繩開発庁長官（以下「長官」という。）は、沖繩開発庁の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、振興開発計画の実施に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

（沖繩振興開発審議会の設置及び権限）  
第七条 沖繩開発庁に、附属機関として、沖繩振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、沖繩振興開発特別措置法の規定によりその権限に属せられた事項その他沖繩の振興開発に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、沖繩の振興開発に関する重要事項

につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出るることができる。

（審議会の組織等）

第八条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十三人以内で組織する。

- 一 関係行政機関の職員 十三人以内
- 二 沖繩県知事
- 三 沖繩県議会議員
- 四 沖繩県の市町村長を代表する者 六人
- 五 沖繩県の市町村の議会の議長を代表する者 六人

六 学識経験のある者 六人以内

2 前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができ、委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項目に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方支分部局）  
第九条 沖繩開発庁に、地方支分部局として、沖繩事務局を置く。

2 沖繩事務局は、沖繩における第四条第一号、第二号及び第八号に掲げる事務を分掌する。

3 沖繩事務局の位置及び組織は、政令で定める。

（事務所）

第十条 沖繩事務局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、事務所を置くことができる。

2 事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び組織は、総理府令で定める。

附則

（施行期日）  
第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効

力発生の日から施行する。ただし、次条及び附則第八条第一項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

（所掌事務に関する暫定措置）

第三条 沖繩開発庁は、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖繩の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策の推進に関する事務をつかさどる。

2 沖繩事務局は、第九条第二項の事務のほか、沖繩における前項の事務を分掌する。

（沖繩・北方対策庁設置法の廃止）  
第四条 沖繩・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）は、廃止する。

（国家行政組織法の一部改正）  
第五条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「沖繩・北方対策庁」を「沖繩開発庁」に改める。  
（総理府設置法の一部改正）  
第六条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の五」を「第十六条の六」に改める。  
第三条第三号中「沖繩（琉球諸島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）及び」を削る。

第四条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 北方地域に関する事務を行なうこと。

第二章第三節中第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。  
（北方対策本部）

第十六条の二 総理府の機関として、北方対策本部を置く。

2 北方対策本部は、次の事務を行なう機関とする。

一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究し、関係資料を収集分析し、及び国民世論の啓蒙を図ること。

二 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

三 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について、公の証明に関する文書を作成すること。

四 本土と北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。

五 前各号に掲げるもののほか、北方地域に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

六 北方領土問題対策協会の監督すること。

七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき北方対策本部の所掌に属することとされた事務を行なうこと。

3 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、総理府総務長官たる国務大臣をもつて充てる。

4 北方対策本部長は、北方対策本部の事務を総括する。

5 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることができる。

6 北方対策本部に、北方対策副本部長を置き、内閣総理大臣の指名する総理府総務副長官をもつて充てる。

7 北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

8 北方対策本部に、所要の職員を置く。

9 この法律に定めるもののほか、北方対策本部の組織に必要事項は、政令で定める。

第十七条中「沖繩・北方対策庁」を「沖繩開発庁」に改める。

第十八条の表中「沖繩・北方対策庁」を「沖繩・

北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）を「沖繩開発庁設置法（昭和

四十七年法律第 号）」に改める。

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）

第七條 沖繩振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 沖繩振興開発審議会（第五十二條・第五十三條）」を「第八章 削除」に改める。

第八章を次のように改める。

第五十二條及び第五十三條 削除

（国の事務の沖繩県知事への委任に関する措置等）

第八條 政府は、沖繩における振興開発計画の実施その他国の事務の処理が地方自治の本旨に沿つて実施されるようにするため、他の法律の規定により地方支分部局において所掌されることとされている国の事務で政令で定めるものについては、なるべくこれを沖繩県知事へ委任するよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置が講ぜられるまでの間は、同項に規定する他の法律の規定により地方支分部局で所掌することとされている事務で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、沖繩事務局において所掌するものとする。

（この法律の改廃措置の検討）

第九條 この法律は、昭和五十二年三月三十一日までに、その改廃措置について検討を加えられ

るべきものとする。

理由

沖繩における経済の振興及び社会の開発を図るため、総理府の外局として、沖繩開発庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約十三億円の見込みである。

○伊能委員長 提案者より趣旨の説明を求めます。大出俊君。

○大出俊君 二月の七日、八日、九日、内閣委員会の沖繩調査団ということで、各党から沖繩にお出かけをいただいたわけでありましたが、团长坂村さんの坂村報告も出ておりますが、そのときに、沖繩開発庁設置法案をめぐります、立法院各党議員さんの御意見なり、あるいは沖繩の市長会の皆さんの御意見なり、各層の御意見を承りました。が、多数の方々が沖繩開発庁設置法に對しては、大きな不満と注文がございまして、したがって、これらの点を受けまして、社会党、公明党、民社党三党で、沖繩開発庁設置法に対する私どもの考え方というのをまとめまして、ここに沖繩開発庁設置法案の三党共同提案の形で提案をさせていただきます。こういうことになりました。

代表させていただきます。私から提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま議題となりました沖繩開発庁設置法案について、提案者を代表してその提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

本土復帰を目前にし、沖繩においては深刻な復興不安に襲われ、とりわけ通貨不安により県民経済は極度に悪化しております。しかも、この復興不安に追い打ちをかけるかのごとく、みずからの施政権をほしいままにしてきた米國政府は、さらに軍労働者に対し一千数百人もの大量首切りを強行してきていますのであります。

沖繩県民にとって、五月十五日の本土復帰は、ほんとうならもう手をあげて喜ぶべき日でありましたが、佐藤内閣の手によって行なわれている沖繩政策のもとでは、喜びどころか、不安、怒り、絶望を乗り越え、沖繩復興闘争から、さらに全国民的な沖繩闘争の出発の日といわざるを得ません。戦後四半世紀の間、異民族支配のもとで、政治的にも経済的にも、ありとあらゆる差別を押しつけられてきた沖繩県民に對し、復帰後豊かな生活と県民の政治的諸権利を保障することは、日本政府にとって当然の義務であります。沖繩の心を心とし、豊かな経済開発と県民の政治的権利、とりわけ自治権の尊重とは表裏一体のものであり、どちらが欠けても、それは沖繩の心を踏みにじるものであります。本土並みの名のもとに、表面的には沖繩を本土の一県として扱いつつ、政府の開発庁設置法案において、直轄支配というべき開発行政は、決して沖繩県民の願うところのものではありません。新たな行政機構を設け国の責任と義務を明らかにしつつ、沖繩の自治権を拡充し、県民主体の開発に国が援助することこそ、沖繩開発のあるべき姿であります。しかも、沖繩においては、米國の異民族支配下での自治権拡大闘争、本土からの遠隔地等々、本土とは多くの相違点がかえており、本土以上に自治権を付与することは、憲法にも規定された地方自治の本旨にもかなうことといわなければなりません。

このような理念に立脚しつつ、沖繩開発に對する国の責任の明確化とその行政機構及び沖繩県の開発行政に果たすべき役割を明らかにし、もって県民主体の沖繩開発をはかるべく、沖繩開発庁設置法案を提案いたしましたのであります。

以下順を追って沖繩開発庁設置法案の概要について御説明申し上げます。

第一は、沖繩開発庁の任務及び所掌事務と権限についてであります。まず任務についてであります。沖繩開発庁は、経済、社会の振興開発をはかるため、総合的な計画を策定し、実施事務の総合調整及び推進に当たることといたしております。

す。そして所掌事務及び権限については、一、沖繩振興開発計画の作成とそれに必要な調査、二、振興開発計画の実施事務の推進、三、開発行政機関の事務の総合調整、四、振興計画の経費見積もり方針の調整及び経費配分の事務、等を所掌することとし、そのため、沖繩開発庁に総務局、振興局を置くことといたしております。

第二は、長官とその権限についてであります。総理府の外局として設けられる沖繩開発庁には、国務大臣を長官として充てることとし、沖繩開発庁長官は、開発行政機関の長に對し、振興開発計画と重要な事項については、勧告し報告を求めることができるものといたしております。

第三は、沖繩開発審議会の設置及び権限についてであります。沖繩開発庁に、過半数が沖繩代表からなる委員三十三人以内の沖繩開発審議会を設け、振興開発に関する重要事項を調査審議することといたしております。

第四は、地方支分部局についてであります。沖繩開発庁に地方支分部局として沖繩事務局を置くことといたしております。

第五は、国の事務の沖繩県知事への委任についてであります。政府は、沖繩における振興開発計画の実施その他国の事務の処理が地方自治の本旨に沿つて実施されるようにするため、沖繩県知事へ委任するよう必要な措置を講じなければならないものといたしております。

第六は、この沖繩開発庁の改廃についてであります。振興事業の進捗状況に照らし、昭和五十二年三月三十一日までに、沖繩開発庁の改廃について検討を加えることといたしております。

以上が、沖繩開発庁設置法案の提案及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上でございます。（拍手）

○伊能委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○伊能委員長 内閣提出にかかる沖繩開発庁設置法案、沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案及び大出俊君外十名提出の沖繩開発庁設置法案の各案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。横路孝弘君。

○横路委員 今回のいろいろな国会論議の中を通して、いまの末期的な佐藤内閣の中で私たちが審議をすることに非常にむなしさを感じて、一体審議してどれだけ実りがあるかということですね。しかしながら、五月十五日返還を前にして、この沖繩返還というのは一体何であるのかということ、を、やはりもう一度見直してみなければいかぬと思うのです。そんな意味で、福田外務大臣と江崎防衛庁長官に、一つは、在沖繩米軍、特にベトナムとの関連で在沖繩米軍の問題、自衛隊の沖繩配備の問題、そういう中で日本側の現在の姿勢というものはどういふものなのかということと議論をしてみたいと思うのです。

その審議に入る前に、私、福田外務大臣にお尋ねをしたいと思います。今回の沖繩密約問題から見て、国会でその答弁をしたということも含めて、外務省の役人の方々は、処分を福田外務大臣の手でされたわけなんです。またあなた自身は、総理から口頭で注意をされたということなんです。外務大臣は、これで御自身の責任というのはすべて終わったというふうにお考えですか。

○福田外務大臣 私は、今回の事件を通じて、外務省に綱紀の弛緩がある、こういうふうには思いません。それぞれの法による、あるいは内規による処分はいたしました。これからさらに思いを新たに綱紀の振奮をはかる、これが私の任務である、こういう認識でございます。

○横路委員 どうもはつきりしないわけですからけれども、今回のこの沖繩の密約の問題で一体だれに責任があるのか。外務省の役人に責任があるのでしょうか。私はそうは思わない。佐藤内閣が八年間政治を担当してきて、何も国民に残していない。歴史に自分の名前を残すために、非常に功績

をあせて外務省の役人にやらせた交渉が実は今度の交渉の中身じゃないか。そんな意味で、責任をとるべきなのは政治家だと思ふのです。外務省の役人が国会でうそをついた。うそをついたんじゃない。これはやはりつかせたのです。政治家が。そんな意味で、今回の問題について、沖繩国会を乗り切るためにああいううそをつかした責任というのは政治家にある。私はやはり、外務大臣、あなたの責任じゃないかと思うのです。あるいは佐藤内閣全体の責任だ。それを、役人だけを処分して、政治家が責任をとろうとしない。こういうことで、きちんと行政を統括をして、国を運営していくことができますか、一体。

そこで福田外務大臣、あなたは、自分の進退を総理にまかせるとおっしゃった。それが責任のとり方でしょうか。国民はあれは八百長だと言っている。やはり自分で自分の態度というものを明確にしていかなければ、何でもかんでも行政を現実に担当している役人にだけ責任を押しかける、しかも下へ下へとときつい処分をして、政治家である私たちが責任をとろうとしないということでは、国民がますます政党なり政治に対して不信を持っていくなければ、その辺のところを、外務大臣、どのようにお考えになつておられるか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○福田外務大臣 今回の問題の責任問題、これは私は、いま申し上げましたように、外務省に綱紀の弛緩がある、こういう問題もありますが、全体といたしまして、私は政府の責任である、そういうふうにお考えます。その責任については、過日、御承知のように、総理大臣がみずからこの問題についての所信の表明をしている。これで尽きるんじゃないかと思うんです。総理も、この問題を深く反省して、そして遺憾の意を表明しておられることは、今後に対しまして十分改むべきは改める、こういう考え方を示しておられる。それでも政府の政治的責任、これは明らかにされておるんじゃないか、そういうふうにお考えしております。

○横路委員 私はあなた個人のことをどうこう言っているわけじゃないのです。ただ、いまの議院内閣制の中で政治家というものがどういふ責任のとり方をすべきなのかということについて、あるいは議会制民主主義のあり方について、私は、この間の経過の中に、非常に多くの疑問と、それからまた国民に対して、私たちみずから議会の權威というのを踏みにじった。福田外務大臣はどのようにお考えになつておられるかわかりませんけれども、佐藤内閣というのはいま長い長いと言われたって八年です。これから日本の国というものは、この議会を中心として、われわれの国の民主主義、あるいは自由とか平和とかいうような問題を考えなければならぬ。そういう長い目で見たときに、私たちがみずから手で議会の權威というものを踏みにじったということについて、つまり外務大臣だつて、あの国会の中で明確に国会に対して、あるいは国民に対してうそを言ったわけなんだ。これは言い方の問題じゃないかと思う。言い方の問題だと済まされることに、あなたの議会に対する考え方、いまの議会制民主主義についての根本的な考え方に誤りがあるんじゃないかと私は思います。明治憲法時代の議会とは違ふのです。国民に開かれた政府でなければならぬ。この根本に立つて、あなた自身が、そういう議会の權威というものを、議会制民主主義というものをみずから手で踏みにじったんだというふうな意識というものは全然ないのですか。内閣として責任をとった、こうおっしゃいますけれども、少なくとも、今回の外交、あるいは例の沖繩国会における外務省答弁の最高責任者というものは、やはりあなたなんです。私はそう思うのですが、いかがですか。

○福田外務大臣 横路さんは、何かわれわれが裏取引をして、そして沖繩交渉をまとめた、こういう前提に立つておられるようですが、私も、私どもはそういうふうには考えておられない。これはいろいろその交渉の経過はあった、しかしとどのつまりは、これは沖繩協定で皆さんに披露されておるそ

のとおりである、裏に何も密約があるわけじゃない、そういう前提に立つておられるわけなんです。そういう前提に立ちまして、ただいま申し上げたような責任のとり方をしておる、こういうことでございませう。

○横路委員 この密約の問題は、またあとで議論しますからいいですけれども、そうじゃなくて、国会に対して、ああいう重要な協定について、審議の過程で全く私たちに對して偽りを申した、うそを言ったということについて、いま議論をしていくわけですね。福田外務大臣は何かポスト佐藤の最有力者だということなんです。あなた、あなたの政治哲学というのは一体何なんですか。議会と行政との関係というのは一体どういふうぐあいにお考えになり、議会制民主主義というものをどうお考えになつておられるのか。私はどうもその辺のところ、今回のいろいろな経過の中で、われわれは政治というものは、議会の中だけでやっていると政治じゃないのです。国民にわかるようにしていかなければならぬ。それには、私たちが決断をもってやったことについて、特に外交行政の責任者であるあなた自身の責任というものを、やはりこれは明確にしなければならぬ。綱紀の問題じゃなくて、国会と行政という関係においてあなたがうそをついたということについて、その辺のところの責任というものをどうお考えになつておられるのか。これはいまの政治のあり方についての私は非常に根本問題だと思ふ。その辺のところをどのようにお考えになつておられるのか。ひとつ、その基本的なところを、ぜひ明らかにしてもらいたい。

○福田外務大臣 国会で政府委員が、私はこれは機密だから話せない、こういう答弁をすべきところを、これはそういう事実はありません、こういうふうな答弁をしておる。これは私ははなはだ遺憾である、こういうふうにお考えですか。また、それを監督する立場の私としても、非常にその責任を痛感しておる、その責任はすでに明らかにしておる、こういうことでございませう。それ以上の

何ものもありません。

○横路委員 あなたは、そのアメリカ局長や条約局長がうそを言ったということだけとらえているようですが、政府委員の答弁というのは、これは政府の答弁なんです。あなたが、かわりに政府委員をして答弁させますということ、皆さん答弁されているわけでしょう。だからそこで、外務大臣自身は、その辺についてまるっきり何にも責任をお感じになっていないというのは、もうふしぎでしょうがない。そのことがまた国民の政治不信を招くことになるのです。だから、われわれ政治家が責任をもって行政に対しては政策の目標を設定してやって、そうして政治というのは動いていっているわけでしょう。今度の外交交渉のいきさつについてもそうでしょう。四三三項の問題にしたってそう。だが責任をとるべきなのか。外務省の役人じゃないです。あなたたちがだまされたわけじゃないでしょう。あなたたちが指示してやらしたことになるんです。そうすると、指示をした側というのは、やはり根本的には責任を負わなければならぬのじゃないですか。そういう態勢がやはり行政なりいまの内閣の中できちんとなければ、これはもうますます選挙の際には棄権層ばかりふえていくことになるのじゃないか。もちろん、そのことについて野党に責任がないとは私は考えません。しかし、やはりそのこと、これは、まず第一にあなたたち自身が考えてもらわなければならぬ問題だと私は思う。どうですか。

○福田国務大臣 私は外務省の最高責任者であります。その責任は私は感じておる。であればこそ、私は私としての責任をとっておる、こういうことを申し上げておるわけなんです。決して私は逃げも隠れもしません。

○横路委員 いや、逃げも隠れもしないとおっしゃって、現実には何も責任とっておられないじゃないですか。吉野アメリカ局長なんか処分されたわけでしょう、それは国民に対してうそをついたということ。やはり外務大臣はその点をお考えになって、そのことも含めて処分されたわけ

でしょう。外務大臣自身は総理に進退を預ける。総理は総理で、何かわけのわからぬことを国民の前にしゃべって、それで何か責任をとったという形になる。外務大臣は外務大臣で、総理からちょっと呼ばれて話をされて、それで終わりというのでは、根本のところの、大もとのところの、責任はどうなのかという、この問題はちっとも国民の前には解決されておられません。そうやってごまかしにごまかしを重ねていって、下に下に処分してそれで終わらだ。それはあるいは、福田外務大臣が政党内で、政党政治家でないというところから来ているのかもしれない。しかし、もういまはすでにあなたは役人じゃなくて政治家なんですから、その辺のところはやはり考えてもらわなければ困るんじゃないか、そう思いませんか。

○福田国務大臣 私は十分責任を感じております。そこで、外務省内部についてはその処置をとっておる。私の責任につきましては、総理大臣が私に對して処分をしておる。私は今回の問題についての処置は一応完了しておる。これからしかし問題がある。私が外務省の綱紀の振束をし、また国会に對してしましてもできる限りの十分な説明をしなければならぬ、こういうことであります。これが私の責任である。こういうふうに思います。

○横路委員 もうこれ以上は申し上げませんけれども、私たち戦前の日本の歴史、特に議会の歴史を見ておいて、政党政治というのはなぜ発展しなかったのか、どうしてファシズム、軍部というのが独裁体制を確立をしていったのかという過程を見ておると、私はやはり、あれは軍部だけが悪いのじゃなくて、あの当時の議会人にも非常に大きな責任があったということで見られるわけなんです。いまの状況と考えると、そういうようなことばかりおっしゃっておると、日本のこれからの民主主義というものは、いまももちろん私たちは危機に瀕していると思いますけれども、ますますこれから戦前のようなことを繰り返す危険性というのはいないわけじゃない。そのことを私たちお互いにぜひ考

えていかなければならぬと思います。

そこで、時間がございせんから、初めに現在のアメリカの北爆の問題から沖繩における米軍の問題について、いろいろとお尋ねをしていきたいと思ひます。

沖繩返還について前から指摘をしているのですが、アメリカ側の基本的な交渉の視点というのは二つあって、一つは沖繩の基地の機能というのはともかくそこをかわないように日本に返してやる、もう一つは沖繩の返還に關してアメリカは日本側に一銭も金を払わない、これが交渉にあつたての守るべきアメリカ側の利益だつたと思うのです。この利益というのはどうなつたかという、結果から言つと、日本の利益というのは、請求権も含めて果民の利益をほとんど守ることできずに、アメリカの利益だけを擁護してしまつたのが今回の沖繩返還協定だつたというふうに思うわけなんです。

そこで、ちよつとこの基地の機能についてお尋ねしたいのですが、まず、いまのベトナム民主主義人民共和國、特にハノイ、ハイフォンに對する爆撃に關連をして、例の一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明の第四項、この問題について外務大臣は、きのうも再協議の必要はないというようになことを述べておられるようですが、これは日本側の見解なんですか。それともアメリカ側もまた、それと同じような見解を示しているんですか。その辺のところをまず明らかにしたいです。

○福田国務大臣 これは日本側の見解でありまして、アメリカ側と相談をしたことはございせん。しかし、アメリカ側もわれわれと同様にそう考へておる、こういうふうに私は理解しております。

○横路委員 この第四項を見ると、「万一ヴェトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも美現していない場合には、つまりこれは現在の状況といつていいだろうと思ふのです。」「西国政府は、南ヴェトナム人民が外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するた

めの米国の努力に影響を及ぼすことなく沖繩の返還が」云々ということになっているのですが、この「確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく」というのは、これは一体どういう意味なんですか。

○福田国務大臣 あるいは、返還の時期を決定する、その時期にも關係をしていくということがあつてもいいかもしれません。あるいは、返還の時期は別といたしまして、返還した後の基地の態様について特例を求める、こういうようなことを意味しておるかもしれません。その辺は、非常にはつきりした内容というものは解釈されておられませんけれども、そんなところがその条項の意味するところではあるまいか、そういうふうに考へております。

○横路委員 その解釈が統一されておられないと言つけれども、実は非常に重大な問題でありまして、そのあたりのほうの基地の機能についてということになりますと、これは従来の政府答弁とかかわり合ひにおいては、非常に安保条約の運用という問題で重要な点になるだろうと思ふのです。そうすると、いまの御答弁で確認をしておきまされども、結局これが沖繩返還とのからみで言われるということになりますと、在沖繩米軍の行動というように日本で日本政府のほうは受け取っておるというように、そのあたりのほうの解釈も含めておられるということをはつと確認をしてみたいと思ふのです。

○福田国務大臣 この第二の米軍の行動、それについて例外を設けるかもしれない、こういうようなことがあると思ふのです。しかし第一の点はもうすでにきまつておる。第二の点につきましても、私は特に特例を設けるというように必要はないもの、通常の事前協議方式でこれは差しつかえないものであらう、こういうふうに考へております。

○横路委員 そうすると、それについては特例を設けない、つまりこれから再協議する問題というのはないというようにここで言明してもらえますか。

○福田国務大臣 そのとおり考えています。

○横路委員 もう一つは、前から議論されておるの、たとえばB52の移駐の問題等も起きてくるんじゃないかというようなことも指摘されておるのですけれども、これはB52は、御承知のとおり直接ベトナムの北爆に参加しているわけでありまして、この移駐も認めないということによりますか。

○福田国務大臣 ただいまB52が帰ってくるということは想像いたしておりません。

○横路委員 想像の問題じゃなくて、現実の問題として起きた場合にも、それは断わる、こういうことでよろしいわけですね。

○福田国務大臣 想像できないことでございますが、万一そういう事態が起こってアメリカ側から要請があるという際におきましては、これはなるべくそういうふうなことを認めたくないという気持ちで対処するというふうに御理解を願います。

○横路委員 そうすると、それは認める余地というのがあるのですか。

○福田国務大臣 これはただいま申し上げたとおりです。私どもの気持ちは、その移駐を認めたくない、そういうふうな考えでございます。しかし、どういふケースになるか、これはわかりませんけれども、これはいま事前協議の問題です。それから、事前協議に対して、あらかじめノーと必ず言う、一〇〇%そうだとするふうには申し上げません。

○横路委員 それはそうすると、おかしいじゃないですか。それは認める余地というのがあるわけですか。向こうから提起された場合には、事前協議にかけても、これは直接戦闘作戦行動に出るような場合にはやはりノーと言う姿勢を示さなかつたら、果民ばかりじゃなくて、日本国民すべてが不安に思いますよ、そんな答弁じゃ。B52の移駐なんか認めないということをおっしゃるの、それができないのですか。何らかの打診みたいなものがあるのですか、アメリカから。

○福田国務大臣 いま何らそういう徴候はございません。しかし、アメリカ側からそういう申し出がある——私はいま予想しませんが、私どもはこれがあるとした場合におきましては、私どもはこれを断りたい、こういうふうな考えでおるのです。しかし、事前協議の問題ですから、いづれにしても、これはまだアメリカと相談もしない前にお断わりするというふうには申し上げかねる、こういうことです。

○横路委員 じゃ、もしかかってきた場合には断りたい、ただ事前協議の問題だからここで事前断に言明はできないのだ、こういう趣旨ですね。それでよろしいわけですね。

そこで、その場合の前提というのは、いまベトナム戦争に対して岩国の海兵隊も出動していつておるわけですね。これは直接かどうかは別にして、それから出かけていつておることは間違いのないのも行動を開始している。そこで、事前協議の問題の以前に、実は在日米軍というのは、安保条約で、極東の平和と安全、しかもその極東の平和と安全というのは、日本の平和と安全に密接な関係を持つていけるという意味での極東の平和と安全ですね。そういう意味で限定されている。米軍というのはそういう意味での駐留をしているわけでありまして、そこで、極東の周辺というのが前にも問題になりました。その極東の周辺の事態というのは、極東の平和と安全に影響を与え、そのことが日本の平和と安全に影響を与えるような事態の場合には、その範囲での米軍の行動というのも許されるのだというのが従来の政府答弁だったろうと思ひます。

そこでその前提ですね。私は、従来の議事録を読んでもどうもわからないのは、このベトナム戦争について、日本の平和と安全にどういふ脅威をお考えになっているのか。福田外務大臣は、きのうも北爆停止を求めないということをおっしゃられた。これは国民感情と全く違うことをおっしゃられたようにみな受けとめておるわけ

でありまして。そんな意味では、どういうことでのベトナムの事態というのが日本の平和と安全にかかわり合いを持つてくるのか、その辺のところをひとつ外務大臣から明確にお答えをいただきたい。

○福田国務大臣 つまり、われわれは、安保条約の適用範囲は極東である、極東というのはどこであるかという、南はフィリピン、北は台湾、朝鮮半島を含む地帯である、こういうふうなことを言っておるのです。しかし、その周辺は一体どうだ、こういう問題が提起されるわけなんです。その周辺につきましては、これは地理的にどういふという区画はいたしておりません。そのときの客観情勢によりまして判断すべき問題である。極東地域に戦火の影響があるかどうか、こういう判断、これが問題だらう。ですから、これはきわめて流動的に解釈されるべき問題である、そういうふうな認定でございます。

○横路委員 これは要するにベトナム国民の問題ですね。民族自決を求めている戦いでもある。いまの質問に対する答えになっていない。つまり、極東の平和と安全といったって、それは日本の平和と安全にかかわり合いのある範囲内で、米軍の駐留というのは、日本側としては安保の六条に基づいて認めているわけですね。したがって、その周辺地域に何らかの紛争があれば、それは即問題になるというもののじゃないはずなんです、いままでの皆さんの答弁は、限定をつけて、そして一方では拡大する。それを理由にしているわけなんです。したがって、ベトナムの今回の事態と

いうのは、どうして岩国にいる海兵隊が出ていくことを事前協議にもかけて認めることになるのか、それはやはりその事態が、極東の平和と安全、すなわち日本の平和と安全に大きな影響があるからだということに、論理的にならなければならぬはずでしょう。そこら辺のところを皆さん方はどうお考えになっているのか。アメリカ側がやっていることだから認めようということなんです。

○福田国務大臣 沖縄はまだわが国に返還されておらない。これはだから問題外といたしまして、岩国の場合、これはわが国に対してまして、岩国のF4戦闘機を中心とした部隊を南方に移すという通報があったわけでありまして。私はそれに対して、これは事前協議じゃありませんね、こう言う、そのとおりだ、この南方への移駐は、これは戦闘作戦行動に基づくものではあります。事実、あとで調べるとフィリピンに行ったようでありまして、戦闘作戦行動に基づくものじゃありません。こういう話です。つまり戦闘作戦行動命令を受けておるといふ事態ではないのです。そういうことでもありますから、事前協議の対象にはならない事項であります。そこで、アメリカが南へ移る、これに対して、わが国としては安全保障条約上、何ら発言する立場にはない、こういうことが実相でございます。

○横路委員 それはおかしいので、日本に駐留している米軍というのは駐留目的というのがあるの、当然、安保条約によって目的とか性格というの限定されているわけですよ。それはどこにでも行けるという米軍じゃないはずですよ。戦闘作戦行動でなければどこへも行つてかまわないのですか。

○高島政府委員 安保条約六条に、米軍の日本における施設及び区域使用の目的を書いてございまして。一つは「日本国の安全に寄与し」ということとございまして。第二は「極東における国際的平和及び安全の維持に寄与する」、この二つの目的で米軍に使用の権利が与えられておるわけでありまして。この第六条の範囲内において米軍が行動する場合に、この目的に反しない限り、その行動の範囲が必ずしも極東の範囲には限られないというのは、政府がたびたび言明したとおりでございます。原則として、もちろん極東の範囲に大体においては限定されるわけでございますけれども、厳密に極東の範囲に米軍の行動が局限されるということではなくて、ただししこの目的が大事であるということをお約束は表現しております。

したがって米軍の行動目的が、ここにございますように、日本の安全に寄与する、あるいは極東における国際の平和及び安全の目的に反しないという限りは、この行動が極東の範囲からはずれても必ずしもこの条約の趣旨には反しないということが、たびたび政府の言明している趣旨でございます。

○横路委員 言い方がちょっと違ってくるのですが、そうじゃなくて、これは愛知外務大臣の答弁にもございまして、結局日本の安全と日本を含む極東の安全に寄与するために施設、区域が提供されておるわけですから、おのずからこれを活用している軍隊というのは目的及び性格が限定されてくるわけでしょう。そしてその範囲内に出動していくときに事前協議というものが起きるのです。どこへでも出かけていってかまわないというところではないのです。ですから、そこで昭和四十年当時から周辺という問題が出てきたわけですね。その周辺というのも無限定じゃなくて、極東の平和と安全及び日本の平和と安全に重大な影響を及ぼすという、そういう意味での周辺という限定があるわけです。したがって、事前協議をかぶせる前に、日本に駐留している米軍というのは、その目的なり性格というものが限定されているから、おのずからそこに行動の範囲も限定されてくるだろうと思ふのです。その上で初めて事前協議というものがさらにかぶさってくる、こういうこととではなれないのです。何でもかんでも、あとはどこへでも行つてよろしい、それは事前協議の問題だというのじゃないのですよ、安保条約の解釈は、そのところを皆さん方のほうで混同されておるのです。戦闘作戦行動として事前協議をとるかかぶせればいいのかというところではない。その前の限定があるわけじゃない。

したがって、私が外務大臣に聞いておるのは、今回の海兵隊、これはフィリピンならフィリピンに行つて、そこから行つたのでしよう。それはいづれにしたってベトナム戦争に参加しているのは間違いない。そうすると、それではベトナム戦争

というものは日本の平和と安全にどういう影響を及ぼしているのか、そのところをやはりはっきり日本の態度としてとらなければ、アメリカはかつてにどんな自由な行動をしても、それに対して何も制約を加えることができないじゃありませんか。だから私は、外務大臣にその辺の判断を——あなたは北爆の停止を求めないと言った。これはアメリカの行動はアメリカの行動で、それは自由でしょう。日本政府には関係ない。しかし、いまの北爆がどういふかわかりあひを持ってくるかといへば、日本政府としてかわかりあひを持ってくるのは、日本に駐留している米軍が行動を起こしているから、いまの極東の範囲とその周辺地域との問題でかわかりあひを持ってくるのです。したがって、そのところをやはり政府として明確にしておいてもらわねと、米軍はどこに行つたて自由なんだ、あとは事前協議で網をかぶせればいいのかというところでは、拡大されてどうしようもない。ちよつと外務大臣から政治的な判断を……

○福田田務大臣 安保条約は、どこまでも日本を基地にして戦闘作戦行動を行なう、これは日本の平和に支障がある、こういうことで事前協議制度というものが設けられておるわけなんです。今回の岩国の問題はそういうじゃない。南方に移駐をいたします、そういうことなんです。まだその時点において戦闘作戦行動は受けておらない、こういうことなんです、これは安保条約の事前協議事項の対象には相ならぬ、こういう立場にあるわけです。これはいろいろ議論はありましよう。議論はありましようが、ただいまの安全保障条約のためにはそうなつておる、こういうことであります。

○横路委員 それはそうじゃないですよ。日本に駐留している米軍の目的、性格というのは、では安保では全然限定されてないというふうにおっしゃるのですか。

○福田田務大臣 これは、極東の安全、それからさらにせんに詰めれば日本の安全、そういうことにつなげてきます。しかし、日本の安全というものに對しまして米軍が寄与する、この寄与のし

かたに問題がある。そこで、このしかたを誤つてはならぬというので、事前協議事項というものがあつたわけなんです。米軍が南方に移駐する、これに對して何らの制約を加へるべき立場にはない、こういうことを申し上げておる。

○横路委員 それはやはり、安保条約の解釈として、私はだいたいおかしんじやないかと思うのです。じゃ日本に駐留している米軍というのは、世界じゅうどこにでも行けるわけですか。行動に参加できるわけですか。

○高島政府委員 先ほど申しましたとおり、第六条の制約がございまして、この目的に反しない限りということでございます。

○横路委員 ですから、いまのアメリカのハノイ、ハイフォンに對する北爆出動というのは、日本の平和と安全にどういふかわかりあひがあるんですか。どういふ影響があるんですか。その辺のところを外務大臣としてどう判断されているのか。これはドミノ理論でもとるのなら別ですよ。あなた方のお考えというものを私はお聞かせ願ひたい。そこを率直に言つていただければ、回りにくい議論なんかない必要はないんですよ。

○高島政府委員 理論上の問題といたしまして、従来、事前協議の対象になる戦闘作戦行動については、わが国の安全に直接かつ密接に関係があるかどうかということに基づいて考へるというところでございまして。ただし、事前協議の対象にならないような米軍の一般的移動とかあるいは補給活動、こういうものにつきましては、そのような制約は何ら受けませんので、つまり事前協議という制約はございせんので、行動は一般的に第六条の範囲内に関する限り自由であるというふうな考えでおります。

○横路委員 そうすると、たとえばこれはあとでKC135の問題として議論していくんですけれども、在日米軍というのはどういふ任務を持っていますか。かまわないというわけですか。

○高島政府委員 これも先ほど申しましたとおり、どんな任務を持っていますかということじゃな

くて、第六条にございまして、こういう目的、つまり日本の安全に寄与するという目的、それから極東の平和と安全に寄与するという目的の範囲内でございます。

○横路委員 そうすると外務省の立場は、今回の北爆というものが、じゃ日本の平和と安全にどういふかわかりあひがあるのか、極東の平和と安全にどういふかわかりあひがあるのかという判断なしに、判断は全然しないで、要するに米軍が移動したからというのでそれを黙認した、こういうことなんです。そこら辺のところは何にも判断はないということなんです。

○高島政府委員 わが国の基地を使用しての北爆ということでございますので、そのような判断はいたしておりません。

○横路委員 横路委員から関連があるそうなんです。○横路委員 先ほど横路委員の質問に對して、私の聞き方がちよつと間違つておつたかもしれませんが、B52がもし沖縄に返還後移駐する場合に、事前協議の対象として考へられるのかどうか。先ほどのことは、移駐は事前協議の対象にならないが、直接出撃は、B52にかかわらず何でも事前協議の対象になるんですよ。わざわざB52に關して、事前協議の対象ですからという大臣の答弁があつたように私は聞いたのですが、B52は、かつて十二年前の事前協議の問題のときには、どういふことをかけるかというときにはいふなかつた飛行機ですから、だから大臣のいまの答弁はわれわれはむしろ歓迎するんです。こういうB52の移駐というふうな問題については、やはり事前協議の主題としたほうがいいんだというふうなお考えであれば、大いにわれわれはその点は歓迎するんですが、どうでしょう。

○福田田務大臣 B52に限りません。いろいろな種類のものがありましようが、いまお話の主題は、沖縄基地を利用してベトナム戦争に参加する、こういう意味合いにおいてやつてくる、その例としていまB52をあげられたわけなんです。そういう際には出撃目的というものが限定されておる。そう

いう際は、私は当然これは事前協議の対象になる、こういうことを申し上げておるわけであります。

○横崎委員 そうすると、移駐そのものは問題にならない、そういう考えですか。

○福田国務大臣 移駐そのものというか、移駐がベトナムに出撃するという前提のもとに行なわれる。——いま横路さんの話は、もっぱらベトナムに出撃をする、こういう話でありますので、それは私は、そういう前提でありますれば、これは必ず事前協議の対象にすべきものである、こういう意味合いであります。

○横崎委員 その点は私は詰めないことにします、おかしくなりますから。さしあたって、いまの横路君と大臣のやりとりは、事前協議にかけるとおっしゃるのだから、私はそれでけっこうだ、このように思います。

そこで、ちょっと関連いたしますが、十四日の午後、CF130という飛行機、これはあまり聞かない飛行機です。黒い色の飛行機であります、嘉手納に飛んできた。そのとき、すでに問題の毒ガスや核の倉庫があるとわれわれが何回か指摘しましたあの知花弾薬庫から、多量の弾丸が嘉手納に運ばれておる。その弾丸は全部いわゆる赤色のマークのついた弾丸である。どうもCF130との結びつきが心配される。CF130とはどういう軍用機であるか、まずそれを説明していただきたい。

○久保政府委員 ちょっと私知識ありませんが、CF130ならば、C130が輸送機であります、それに対して、記号を変えて、F、つまり戦闘用の任務を与えたもの、これはベトナムで使われていると私は承知しております。

○横崎委員 いま大臣お聞きのとおりです。C130、これはハーキリーズの輸送機です。これの改良型であり、しかもFがついておるから、おっしゃるとおり攻撃型である。ベトナムで使われている。それが嘉手納に二機、十四日午後飛んできておる。これはもし確認される方法があれば、この事実について確認していただきたいし、昨年の

岩国の核の問題のときに指摘しておきましたとおり、知花から運ばれた弾丸が赤色ですから、非常にこれは核との関係もあるのではないかと、非常に心配ありますから、これは事実として確認をしておいていただきたいと私は思います。

この問題と関連して、実は、情勢いかによって再び——再びという意味は私はあとで申し上げますけれども、再びベトナム戦争で戦術核をアメリカが使うのではないかと、これがいわれております。これはどうして再びと申し上げますかという、六六年にこの問題が表面化したときがありました。当時タイを基地とするパイロットから特別任務への志願者が募られておりました。四人選ばれておりました。後にその計画は変更、中止された。この志願者は、選考された目的よりも、原爆投下を任務としたものである。さらに七〇年の六月ですか、ニューヨークタイムズの有名なレストン記者も、その後そういう点について危惧を表明したときがある。昨日の委員会でも、ストックホルムからの情報として、その可能性があるのではないかと、これがいわれておる。私はこういうことを心配しますがゆえに、外務大臣、沖縄からもう核は撤去されたでしょう。

○福田国務大臣 核が撤去されたかどうか、まだ確認できません。できませんが、もう五月十五日、これは迫っております。五月十五日になりますとはっきりいたします。

○横崎委員 当然のことと思いますが、ベトナム戦争でそういう核が、戦術核であろうと使われるということは、たいへんなことであらうと思うのです。大臣もそういうことはもちろん支持はなさらないと思いますがどうでしょう。

○福田国務大臣 核が使われるということは、非核三原則を堅持しておるわが国といたしますと、外国に対しても好ましからざることで、かように考えております。

○横路委員 そこで、この北爆の問題について、政府としては抗議はしないということなんですが、皆さんとしては現在のアメリカの北爆を支持なさ

るわけですか。

○福田国務大臣 この問題は、きのう参議院のほうでも質問がありまして私はお答えしておりますが、南北ベトナム問題、これは私はもう早期に平和的に解決してもらいたい、またパリ会談が開会されて、ジュネーブ協定の精神でこの問題の收拾がはかられるように望みたいということを念願しておるのです。できる限りそういう方向で、私もほんとうにささやかな力しかありませんけれども、できればそうありたいという努力もいたしております。そのやさきに不幸な事態が起こった。不幸な事態が起こったが、これはどっちが悪いのだ、こういうことを判定すべき立場にはわれわれはない。これは北爆が悪いようだ、だから抗議したらどうだというような質問でありました。そういう抗議はできない、こういうことを申し上げたわけであります。

○横路委員 そうすると抗議はしない。支持はするのですか、しないのですか。私はできれば、やはり国民の気持ちとしては、ボール爆弾を落としたりまたたくさんの市民が殺されておる。これはやはりアメリカに対して、日本の立場からいってもそれは支持できませんよということを、抗議はしなくたって、やはりアメリカに対して表明すべきじゃないですか。

○福田国務大臣 北ベトナム側の話は私どものところにはよく伝わってきません。きませんが、アメリカ側の立場はよく伝わってくるのです。そこでアメリカ側の立場を聞いてみますと、これは北ベトナム軍が中立地帯を越えて南進してきた。これに対して防衛の体制をとる、これは当然のことである、こういうことを言っておるわけなんです。しかし、それはそれといたしまして、北ベトナムにも北ベトナムの言い分がありましよう。その言い分のいずれをつかまえて、それが是であるか否であるかということを論ずる立場にわれわれはないのだ、こういうことを申し上げているのです。言い得ることは、きわめて不幸な事態である、こういうことでありますから、すみやかに戦

闘行為が双方において停止されまして、そうしてパリ会談が再開される、そして和平がほんとうに固まる、こういうことのみである、そういうことであります。

○横路委員 そうすると、支持もしないし抗議もしない、こういうことですね。

○福田国務大臣 そのとおりであります。

○横路委員 しかし現実には、日本政府としての、岩国の米軍が行動を起こすことによつて持っているわけであります。

そこで、議論をさらに進めていきたいと思います。この間も、三月二十七日にお尋ねしたわけでありましたが、三つあると従来いわれてきたわけですが、一つは、東アジア、西太平洋全体についての緊急の事態が起きた場合に、すみやかに反応できるように臨戦体制で確保しておく基地だ。第二には、西太平洋全域で活動しているアメリカの三軍に対して補給を行なう基地だ。第三に、この地域に大規模な通信、連絡をすることが出来る基地だ。つまり、通信、補給、即応体制のとれる基地、こういう基地機能が従来の沖縄の基地機能であったし、また沖縄米軍の任務でもあったらうと思うのです。これに対する政府の答弁は、沖縄返還の暁にはそういうものにはなりませんというように答えてきたわけなんです、そういうものにならぬというところが実は不明確なわけなんです。そこで、この辺のところをこの間もお尋ねしたところ、どうも答弁になっていないのです、こういう機能を持つ基地というのは、五月十五日以後は許されぬというふうに明確にお答えしていただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 アメリカが沖縄基地に対して、その施政権下においてどういう考え方を持っておったか、これはいま、横路さんが三つばかりあげられていろいろ述べられておられますが、どういう考え方であるかということは、私自身にはよくわかりませんこととごさいます。わかりませんが、しかし、いずれにいたしましても、沖縄が

本土に復帰されるというその時点からは、沖縄における米軍の機能というものは安全保障条約の制約下に入る、本土並みになるということだけははっきり申し上げておきます。

○横路委員 何か外務大臣用事があるようなんですが、もう一度だけお尋ねしておきますが、よくわからぬがということでは実は困るので、安保の範囲に入るのだからということで、実は先ほどの質問の裏返しを質問をしていくわけなんです。つまり太平洋全体に対して、あるいはいま指摘したような、東アジア、西太平洋の全体についての補給とか通信とか、あるいはすぐに即応できるような部隊、これはそういう基地にはなり得ない。これは従来から、愛知外務大臣あるいは東郷政府委員当時から繰り返し答えがあったところなんです。そこはやはり、安保云々ということのことはじやなくて、基地の機能として、いま私が指摘したような三つの機能を持つような基地にはなり得ないというところは、これは従来の政府答弁で私は明確だろと思うのです。そこをいまの五月十五日前の時点で確認をしてもらいたい、こういうことなんです。

○福田国務大臣 外務大臣としての私からは、その機能の問題の分析、これについてお答えするわけにいかぬ。ただ申し上げられることは、あくまでも安保条約の制約下においてこの基地の存在というものが許される、これははっきり申し上げます。

○横路委員 だから、それは安保条約の制約下に入るといふことの意味として、いま言ったような全体に対する補給の責任を持つというような基地というものは、その安保の趣旨からいって認められないでしようということをお聞きしておるわけなんです。

○福田国務大臣 それは抽象的に言うといふいろいろ誤解を招くおそれがありますので、私がお答えをいたさないのです。具体的なこういう問題はどうか、こういうようなことになりますと、あるいはお答えができるかもしれない。しかし、

いすれにしても安保条約の制約下に入る、これだけはもう間違いないと承知します。

○横路委員 その安保の制約下に入るということのほうに抽象的なんです。私のほうは具体的に聞いている。こういう機能を持つ場合はどうなのかということをお聞きしている。そこのほうに具体的なだと思いませんか。あとでもってKIC3、つまり戦略空軍について議論したいと思うのですが、いままで言った三つの機能がある。何も抽象的ではなくて、レアー国防長官の発言とか、リーサー陸軍長官の構想とか、チャップマン海兵隊司令官などの発言が、みなその点で一致しているのです。それで、沖縄返還以前のアメリカ基地の機能はこうだ、私はその発言を踏まえていま御質問をされているのです。外務大臣、何かだいたい急いでおられるようなので、大臣けっこうですから、アメリカ局長から……

○吉野政府委員 沖縄の基地が復帰後どういうように使用されるかということにつきましては、すでに外務大臣が申し上げましたとおり、安保条約及び地位協定の規定に従う。したがってそれは第六条に従って規制される、こういうことでございます。しかしながら軍隊である以上はあらゆる機能を備えておる。核弾頭及びミサイルその他のものはもちろんなくなるわけですが、また軍隊である以上、命令があれば日本の基地から移動していかねばいけません。これは軍隊の性格上当然のことだろうと思えます。したがって、わが国の基地から、事前協議によらない事態において移駐していくということは、われわれとしては認めざるを得ないと思えます。

したがって問題は、日本の基地が日本における米軍のためにどういうように使用されるか、こういうことでございまして、その点につきましては、は、第六條が規定しているのとおり、極東の平和及びわが国の安全、こういうことでございまして。

○横路委員 ですから、その極東の平和、安全ということ、抽象的な議論じゃなくて、もうちょっと具体的に議論をしようということで指摘

をしているわけなんです。

それでは、たとえば四十四年六月三日のレアー国防長官の沖縄基地機能についての発言、あるいは四十五年三月三日のリーサー陸軍長官の構想、あるいは四十五年三月十一日のチャップマン海兵隊司令官などの発言、あるいはその趣旨に沿った基地というものは認められるのですか。それを認めようというのですか。

○吉野政府委員 その点につきましては、チャップマンもリーサーもレアー国防長官も、それぞれ抽象的に述べているわけでございますから、したがって、どの部分が第六條からはみ出るかどうか、あるいは在日米軍の機能からはみ出るかどうか、こういうことは、具体的な事態に照らしてわれわれとしても判断していかねばいけない、こういうふうに考えております。

○横路委員 具体的な事態ではなくて、任務そのものから言って、六条にいう範囲を越えた機能を保持している軍隊だということになれば、これはだめなわけでしょう。先ほどから言っているように、六条の場合は、その性格なり駐留目的なりによって限定を受けるわけですね。皆さん方も前は、たとえば四十五年三月十七日の衆議院予算委員会の分科会で、ここにおられる橋本議員の質問に対して、当時のアメリカ局長の東郷さんが答えておられるわけですよ、そういう基地機能では、これはだめですよと。それから愛知外務大臣もたびたび国会において、そういう基地機能では私たちが同意する考えはありません、こういう答えをされているわけなんです。そこは変わってくるのでしょうか。

○吉野政府委員 先ほど御説明したように、軍隊である以上、軍隊にふさわしいあらゆる機能を備えておる、したがって、命令一下それそれのところへ移駐しなければいけません、あるいはそこにおいて別の行動をしなければいけません、これは十分あり得ると思えます。しかしながら、事日本の基地に関する限りは、第六條の目的に奉仕するようにわがほうは提供する、こういうことでございまして。

○横路委員 だから、いま聞いているのは、移駐や何かの問題でなくて、任務それ自体のことを聞いているのです。そういう任務を持った部隊というのは六条の範囲を越えるのでしょうか、こういう問題です。

○吉野政府委員 その任務は、先ほど申し上げたとおり、非常に広いものがある。しかしながら六条によってももちろん規制されるわけでございます。いかに規制されるかというものは、これは具体的にわが国の基地の使用の態様によつて六条によつて規制される、こういうことでございまして。

○横路委員 そうすると、従来の政府答弁は変更されるわけですか、任務について。それはやはり同意できないというふうな愛知外務大臣の答弁を変更されるわけですか。

○吉野政府委員 愛知大臣の答弁は、少なくとも軍隊である限りはあらゆる任務を備えておるのだ、しかしながら、沖縄の基地が返ってきた場合には、それは本土の基地と同様に安保条約の制約を受ける、これが愛知大臣の返答だとわれわれは記憶しております。

○横路委員 そうじゃないのです。たとえば四十五年三月十八日の参議院の沖特における愛知外務大臣の答弁というのは、安保の性格、使命、目的からいって、先ほど言ったリーサー構想のような軍隊、在沖米軍の任務であれば、それははじけるというように言っているのです。議事録を調べてごらんないや。そんなことでは困りますよ。

○吉野政府委員 その点につきましては、もう一回議事録を調べてみたいと思ひますが、しかし、御存じのとおり、すでにたとえば第七艦隊はインド洋にまで出動しておりますし、また第七艦隊に配置されておる海兵隊は、おそらくわれわれが通常考えておる極東の範囲以外を遊よくしたことがあつたろうと思ひます。しかしながら、これは、軍隊である以上、当然そのような機能を果たし得ることはわれわれも認めなければいけませんと思ひます。ただ、沖縄の基地ないしは本土の基地を使用

する場合、使用目的に従って使ってもらわなければならない、これが安保条約の精神でございます。

○横路委員 基地を使用するばかりではなくて、そもそもそれを活用している軍隊というのは、それによっておのずから目的、性格が限定される。したがって、先ほど指摘をした四十五年三月十八日の愛知答弁では、安保の性格、使命、目的からいってはずれるのだというような答弁があるのです。その点について、たとえば東郷政府委員の横路議員の質問に対する答弁からいっても、太平洋全域に補給の責任を持つ基地にはなり得ないのだ。それはなり得ないと言っているわけですよ。これは四十五年三月十七日ですね。したがって、こういう答弁といふのは、答弁とは食い違いがあると思えますから、安保条約の六条に従って駐留する米軍の任務というのはどういう限定を受けるのかということについて、統一した見解を示してもらいたいと思います。

○吉野政府委員 私の答弁は基本的には前任者の答弁と異なっていないと思いますが、いまの点につきまして、東郷政府委員は、同時に「これは極東の範囲の定義にもござりますように、米軍が日本を含む極東の安全を守るために活動する範囲」というのは、いわゆる極東そのものには限らないわけでございます」ということも言っております。また、愛知大臣も、安保条約の範囲を逸脱するような活動は認められませんか、そういうことで処理していかねばならない。つまり、安保条約の範囲を逸脱すると申しますのは、私が先ほど御指摘したとおり、日本の基地を使う場合には、その基地の範囲内において第六条の規制を受ける。しかしながら、軍隊である以上それぞれの機能があって、この軍隊の機能自体は、われわれとしてはこれは制限できない、こういうことでござります。

○横路委員 その横路議員とのときも、いろいろやりとりがあって、最後の結論として述べているのが、私がいま指摘している部分でしょう。最後

のところにそれが出てくるわけでしょう。愛知外務大臣は再三同じような趣旨の答弁をしています。たとえば大出議員の四十五年三月二十六日の衆議院本会議の質問に対しても、同じ趣旨の答弁が出てきているわけですね。ですから、その辺のところを、皆さんのほうは抽象論に戻そうとしているわけでしょう。私のほうは具体的な事実に基づいて、それはどうなのかということを聞いていくわけですよ。したがって、軍隊は当然移動するものだから、日本に駐留している米軍は、どんな任務を持っていったってかまわないのだ——いまのあなたの答弁というのは、突き詰めて言うところですよ。どんな任務を持っていたっていいのだ、どこだって移動するのはかまわないというのじゃないでしょう。日本の基地を使用する、日本の基地に駐留している米軍は、私たちは施設、区域を提供しているわけですから、その提供目的は何かといえ、六条にいう日本の平和と安全と、極東の平和と安全ですね。したがって、その意味での目的、性格にやはり限定されるわけでしょう。部隊の行動ばかりでなくて、任務そのものも。したがって、愛知外務大臣の答弁は、たとえば衆議院予算委員会のやりとりもありません。共産党の不破さんとの間のやりとりも、やはりそういうような指摘に対して、太平洋全域ということになれば、そういう範囲を越えるものだ、したがってそれは同意できないという答弁が繰り返して行なわれているのです。そこを私は聞いています。

○横路委員 ちょっと関連。機能と任務は違うのです。こういう機能を持つておるが、ただしその機能のうちでこの任務をやるといふのは、違ふのですよ。混同してはいけません。したがって、基地の使用目的と米軍の任務は、裏と表の関係ですよ。その使用目的はちゃんと安保条約で限定されておりまして、したがって任務も、その使用目的を逸脱する任務を持つておたら、安保条約上そういう部隊は使えませんよ。それを混同してはいけませんよ、機能と任務を。

○吉野政府委員 私としては混同しておるつもりはございません。在日米軍の任務というのは、もちろん日本における間は安保条約の目的に従って行動せざるを得ない。しかしながら、軍隊である以上、先ほど申しましたように、潜在的な機能はある。したがって、それがたとえばヨーロッパのほうに移駐するということであれば、これは当然そういうものを移駐してはいかぬということはわれわれは言えないわけです。その意味で任務というものも変わり得る。ただし、それは日本の基地を直接使って行動するのじゃない、こういうことになるわけです。

○横路委員 軍隊というのは、一般的にどこにでも行けるなんというものでないのですよ。ちゃんと網成があって、指揮系統が明確になっていて、その部隊の任務というのはすでに明らかになっているわけでしょう。だから、私はそういう一般論で議論しているのじゃない。沖繩の米軍のことについて言っているわけですよ。たとえば沖繩に在るK C 135というのは、戦略空軍に対する給油と戦術空軍に対する給油、一切の給油活動をこなしている部隊でしょう。そういう任務づけなんです。そういう任務づけに基づいて行動を一般的に行なっているわけですよ。その任務に従って。したがって、任務がすでに安保というものの範囲を広げて、広い範囲の任務を持っている場合には、これはやはりおかしいんじゃないか。つまり沖繩の米軍の任務が変われば別ですよ。極東の範囲内ということにその任務が変われば別だけれども、そうじゃないわけでしょう。戦略空軍に対する給油活動、グアム島から飛んでいくB 52に対する給油活動をやっているわけでしょう。したがって私は聞いています。一般論じゃないのです。

○吉野政府委員 その点に對しましては、先生の御質問の趣旨はわれわれもよく理解しているつもりでございます。御存じのとおり、やはり西太平洋と東太平洋と分かれております。したがって、こういうような意味では、そこに配置されておる

軍隊の任務の一般的な区分けというものはあるだろうと思えます。しかし、われわれが先ほどから申し上げておりますのは、安保条約の範囲内においてしか日本の基地は使用できない、こういうことでござりますから、そこで、先生の御質問とわれわれの答えとは、特にどの点が具体的に違っておるか、われわれよく理解できないところでござります。

○横路委員 そうしたら、この太平洋全域に補給責任を持つ基地にはなり得ないでしょう。つまり私が言っているのは、先ほどからあげている、海兵隊のチャップマンの発言とか、レアー国防長官の、沖繩の基地機能はこうだという下院における証言というのをそのまま持ってきて、その任務を持っていく部隊だということになれば、これは安保条約の範囲内から逸脱するだろう、こういうことでしょう。

○吉野政府委員 これは、やはり具体的に彼らの行動を見た上でないと、われわれは判断できない。もちろん米側は米側で、自分の軍隊がいかに能力があり、機能があり、任務があるかということとを世の中じゅうに対して誇示する必要があるでしょう。しかしながら、われわれとしては米国との間の安保協定の条項に従ってわが国の基地を規制していく、こういうことになるわけですよ。

○横路委員 どうもあなたとこのような議論ばかりしておても、まだまだほかにたくさん問題がありますが、時間がなくて非常に残念なんです。が、実はそこは非常に基本的な問題なんです。基本的な問題というのは、一番最初に申し上げたように、沖繩返還の交渉についてのアメリカ側の視点は何か。沖繩の米軍の基地機能をそこをわな

を、どうしても指摘をせざるを得ないのです。

そこで、さらにちよつと問題を深めて、たとえ最近変わつてきているのは、もう一つこういう点が變つてきています。KC135の問題なんですけれども、B52が戦闘作戦行動に従事するためにグアム島からベトナムに対する爆撃に参加するというのをKC135部隊が知って、それに対して給油するというのは、事前協議の対象に返還の曉にはなりませんか、なりませんか。

○吉野政府委員 この点につきましては、政府はたびたび御答弁していらる、これは事前協議の対象になりません。

○横路委員 それはならぬということは、どういふことなんですか。

○吉野政府委員 これはあくまでも基地使用の態様でございます。すなわちこのKC135は給油のために沖縄ないし本土の基地を使う。したがって給油自体は何ら事前協議の対象にならないわけでございます。

○横路委員 それは四十四年三月十三日の愛知外務大臣の答弁から言ふと、そうじゃない答弁がありますね。共産党の岩間正男議員に対する答弁です。そうするとこれは変えたわけですか。

○吉野政府委員 この点につきましては私は予算委員会でも御説明したと思いますが、愛知大臣が答弁したときの基地の使用というのは、沖縄ないし本土の基地に着陸して、そこで給油を受ける。すなわちその場合には、基地から出発したときにすぐ直接軍事行動になる場合には事前協議の対象になるわけですが、その意味の直接給油の場合でございます。上空において給油を受けるということ、基地が直接戦闘作戦行動の発進の基地になつていないのだ、こういう意味で愛知外務大臣も明らかにその点を意識して答弁しておるものだと思います。

○横路委員 そのKC135とB52というのは、これは不可分の部隊なんですか。不可分の部隊、分けて考えることのできない部隊なんですか。アメリカはもう明確にそういう位置づけをしているわけでは

しょう。そのところをあなたたちは考えないのですか。

○吉野政府委員 これは、事前協議の対象になるかどうかという、一方においてはきわめて政治的な問題であります。解釈としてはきわめて法律的問題でございます。したがってこれは法律的問題にはつきりしておかなければいかぬ。したがって、単に給油をするということは事前協議の対象にならぬ、こういうようにわれわれは考えております。

○横路委員 戦闘作戦行動に直結するものについては事前協議の対象になるでしょう。

○吉野政府委員 それは具体的な事例をあげていただかないと、われわれは何か直結するかわかりません。給油の場合には、少なくとも基地の使用は給油のために発進する、こういうことであります。

○横路委員 安保のときの藤山さんの答弁だと、あるいはそのあとの赤城さんの答弁なんか見ると、たとえば前線に対して弾薬、食糧を補給するのは直接性を持つていたという答弁があります。これは皆さんも覚えていないですか。そうすると、いま給油のところだけは、特に最近沖縄返還ということが問題になって、しかも嘉手納に給油部隊がいるものだから、皆さんのほうは、この事前協議の問題についても、これはアメリカ側と何らか話し合ひをして解釈を変えてきたというように解釈せざるを得ないのです。この愛知外務大臣の答弁だつて、いろいろなりとりの中で、皆さんが言うように、一度着いて云々というように答弁にはなつていないですね。「給油の場合も明らかに発進する飛行機が作戦のために飛び立つという戦闘命令を受けて途中で給油をする場合はその範疇に入る」という答弁になつていないでしょう。

つまり、B52自身が戦闘作戦行動命令を受けて、それに対して給油をするんだということが事前にわかつていれば、これはやはり事前協議の対象になるでしょう。つまり、ベトナムに対して爆撃をする飛行機に対して給油するという場合は、この

答弁の趣旨から言ふと、どうしたってこれは事前協議の対象になるでしょう。違いますか。しかもそれは原則として掲げられている。原則として掲げられている戦闘作戦行動にこれは直結しているわけでしょう。その飛行機がとにかく飛んでいけるようにするわけですからね。飛んでいけるようにするわけですから、このKC135部隊というのがなかつたら、B52というのは活動できないわけですよ。

○吉野政府委員 愛知外務大臣の答弁も、われわれとしては、あくまでも途中で給油するということは、そういう作戦行動命令を受けた飛行機が、途中で基地を使って、そこで給油する、こういうように読んでおりますし、またのとおりだろうと思ひます。

○横路委員 その基地を使つておるといふ問題は、また別に三木さんが外務大臣当時、そういう種類の答弁をしておるところがある。これは明確に着陸してそれからということですね。そうじゃないと、この場合は、全然そんな議論はどこにもなされてないじゃありませんか。この参議院の予算委員会の議論では、空中給油のために、明確に限定して質問者は質問しておつて、それに対する回答として、やりとりの中で結局認めていたわけでしょう、愛知外務大臣は。違いますか。

○吉野政府委員 この点につきましては、われわれはあくまでも私の述べたようなことで解釈しております。そしてまた愛知大臣も、そのように述べているだろうという前提でわれわれは解釈しております。いずれにせよ、これは井川条約局長も答弁していますように、あくまでも日本の基地を給油のために使うということは、これは事前協議の対象にならない、こういうことでござい

す。そこで、次の問題に移つていきたいと思います。防衛庁のほう、もうちよつとあとになりますので、お許しを願ひます。

沖縄の空の管制の体制がどうなるかということなんです。これは、航空路管制と進入管制、あるいは那覇空港が返つてくるわけですが、那覇の管制というように分けて、どういふことになるのか、これをまず運輸省のほうからお答えを願ひたいと思ひます。これに関連して外務省のほうにもお尋ねします。

○内村(信)政府委員 沖縄における航空管制の問題でございますが、分けて申し上げますと、那覇空港の飛行場管制、それから着陸誘導管制、これは施政権返還と同時に航空局において引き継ぎをいたします。それから航空路管制業務でございますが、これにつきましては、管制施設あるいは長距離監視レーダー等の施設がまだ整いませんので、それが整いますまでの間約二年間米軍が行ない、二年間たまして、こちらの準備体制が整つた後に当局に引き継ぐということになっております。

○横路委員 そうすると、進入管制のほうは永久的にアメリカの手に渡るといふことですか。

○内村(信)政府委員 失礼いたしました。いま進入管制の問題を落としたが、進入管制につきましましては、那覇空港の進入管制の問題があります。その場合に、那覇空港のそばに嘉手納の空港がございますけれども、那覇空港が独立いたしましたので独自の進入管制を行なうか、あるいは嘉手納と一緒に共通の進入管制を行なうか、この辺は安全の問題でございますが、目下研究中でございます。まだ明確にきまつておりません。

○横路委員 進入管制ということになると、大体この範囲で考えますと、沖縄本島の空の上、これは大体進入管制になる。その外がエンルート管制、航空路管制ですね。それから那覇の空港のところは空港管制ということになるだろうと思ひます。そういうふうに理解してよろしいですか。

○内村(信)政府委員 大体においてそのように御理解いただけてけっこうであります。

○横路委員 そこで、この話し合いはどこでやっているのですか、外務省、おたくでしょう。

○吉野政府委員 これは外務省が他の関係省と一緒にになりまして、米側と委員会をつくって協議しております。

○横路委員 そこで、いま、これはすぐ引き継ぐわけにいかぬというように、いろいろ御答弁があったわけですね。特に進入管制の部分はまだ話し合いができてないということですね。これは防空との関連も非常に出てくるわけですね。この辺のところについては、大体何年ということをおっしゃるんです。進入管制についてはまだ話し合いということでしたね。それに間違いはないですか、外務省。

○吉野政府委員 間違いございません。

○横路委員 そのほか、これについて、たとえばいま航空交通管制に関する合意第三付属書というのがありまね。その適用する原則、あそこでアメリカ側とどう話し合いになっているのですか。これは五月十五日を前にしてまだきまつてないわけですか。

○吉野政府委員 目下この問題は交渉中でございますが、一応、復帰後いわゆる第三付属書をこのまま適用する、しかし、それから間もなく、なるべく早くこの第三付属書を含めまして全般的にもう一回レビューして改正していきたい。このように考えます。

○横路委員 この航空交通管制に関する合意第三付属書、つまり最高の軍事優先になっているやつをそのまま適用するわけでしょう。去年の八月、私たちそのとき指摘したのは、これはこのまま沖繩に適用される危険性がある、そのところは変えなさい、こういうことを、あの連合審査会のときも、そのあとこの内閣委員会でも繰り返して繰り返しほかの委員からも指摘があったわけですね。それをそのまま適用するというのは、一体ど

ういう話し合いの過程があったのですか。

○吉野政府委員 これは先ほど申しましたように、われわれとしてもこの問題に手をつけたいと思っております。しかしながら、現在、訓練空域をどうするかとかいろいろの残された問題がまだございまして、それをまずやって、そのあと第三付属書の改正をしよう、こういうふうに考えております。

○横路委員 関連して、いまの点はちょうど福田外務大臣が病気でお休みになっておいて、木村外相代理のときです。佐藤総理と木村さんは約束したのです。もう沖繩が返ってくる、その前にこれを変えろのかどうか。変えなさいとそのまま適用されましかね。そうしたら、その方向で検討すると、総理も約束しているのです。そんなに簡単にこのまま適用するなんていう答弁がどうして出てくるのですか。

○吉野政府委員 この点の議事録はわれわれも手元にございまして、佐藤総理のお答えした点は「取りきめ書を簡単に破棄とは言わないで、やっぱり十分検討してみる」、「相互の意見を調整すべきだろう、かように思いますので、十分検討したい、かように思っております、こういうふうにお答えしておるわけでありまして。

○横路委員 あなた方そうおっしゃいますけれども、この第三付属書を適用するというのは去年の五月の段階で定められていたんでしょ。それをそのままと、あの八月四日の連合審査、つまり自衛隊機による全日空機の事故が起きて、いろいろ批判されたにもかかわらず、皆さん方のほうでは、内部的には何もそれを受けとめないで、去年の一月から五月の段階でいろいろ話し合いをなされたんですね。あれはどこでやったのですか。航空管制についての地位協定班か何か、その辺でやったんじゃないですか。そして現実にはリチャード・G・リーという向こうの参謀長ですか、それと橋本参事官との間に合意を去年の五月段階でしておいて、現実にあなたのところにスナイダー公使からの書簡が来ておいて、明確にそこで

第三付属書を適用するというのを合意しておる。そしてあの事故があって、これを検討しろというにもかかわらず、皆さん方は全然何もやらずにそのままやっている。国会では検討するとか何とかすると言いが、実はあの事故の前やつでそのまま事を運んでしまっている。この軍事優先になっている航空交通管制に関する合意第三付属書、これも何か秘密だとかいってみんながだれでも知っていることを、皆さん方は公表されようとしなさい。これからの中身について少し議論しますが、そういう皆さん方の姿勢というものも、これをまた問題じゃあないですか。あの事故というものを皆さん方受けとめていない。総理大臣のこの答弁を受けとめていない。五月の段階できめたそれとやりやっているじゃありませんか。

○吉野政府委員 私の記憶では、当面、あの事故のあった後は、ともかく民間の航空路の安全をどういうふうに保つか、こういうことを集中的に協議してきたわけでありまして。したがって、それと第三付属書の関係は必ずしも直接の問題ではない。もちろん非常に密接に関係してはいることはわれわれも承知しておりますが、今度の事故の原因その他を調べても、いずれにせよまず民間航空機の安全が大事である、その意味で航空管制をどうするか、こういうことで議論してきたわけでございます。そしてそれに必要な範囲内において米側の協力を求めてきたわけでございます。この点につきましては、先方もそれぞれその範囲内においていろいろと協力してきた、こういうふうに理解しております。

○横路委員 しかし、その第三付属書を原則として適用するというわけでしょう。これは軍事優先以外の何ものでもないじゃないですか。そのことがあの事故につながったというのが、あのときの反省だったわけですね。われわれの内閣委員だった、その点は何回も何回も議論しました。それを皆さん方のほうは、ともかくアメリカとの関係では、あの事故の前の六月にきめたことをそのままやって、具体的な作業というのは何もなさっ

ていない。時間の問題じゃないでしょう。皆さんのほうにやる姿勢さえあればやることができるはずですよ。

○吉野政府委員 この問題は、わが国の管制官の育成その他の問題とも関連いたしまして、直ちに沖繩の空の管制を全部引き受けるわけにはいかなというのが現状であるわけでありまして。したがってわれわれも、用意が整い次第第三付属書を改正することにつきましては、米軍も異議ないと言っておるわけでありまして、したがって、われわれの準備が整い次第、この問題に取り組みたい、こういうふうに考えております。

○横路委員 そうすると、その中でもって、軍事優先の第三付属書というのは全面的に改められるわけですね。

○吉野政府委員 この点は、われわれとしても米側と話し合ってみないと、いまからはっきり申し上げることはできませんけれども、御承知のとおり、やはり日本の空はわれわれが守るのだ、こういうことでございまして、したがって、その趣旨で改正になるようにわれわれとしては努力したいと思っております。

○横路委員 いま軍事的な航空のことを言っているのじゃなくて、民間の航空交通管制の問題を提起しているわけなんです。では、実際に皆さん方の腹としては、どこをどういいうぐあいにええようにしておるのですか。

○吉野政府委員 この点につきましては、目下関係各省と協議中でございます。したがって、よく関係各省の意向を聞きまして、そしてそのラインに沿って交渉したいと思っております。

○横路委員 八月からいまままで何カ月あったのですか。前の自衛隊機の事故のときも、私たち国会でその一年、二年前からいろいろ議論してきたのですよ。議論してきて、そして防衛庁と運輸省との間に話し合いがつかないままに会議ばかりやっておいてあの事故が起きてしまったのですよ。皆さん方、ほんとうにわれわれ日本の国民の利益を守るという立場に立ってアメリカと交渉している

のですか。そういう姿勢というものはあるのですか。ほんとうにその点を考えるならば、こういう問題こそまずいろいろできるわけでしょう。別に大臣や何かの手をわずらわさなくても、皆さんの手でできるわけでしょう。どうなんですか。ほんとうに沖縄県民なり日本国民の利益を守るという立場に立って、こういうようなことの話し合いぐらいはすぐできますよ。違いますか。

○吉野政府委員 率直に申し上げまして、那覇の進入航空管制ですら、まだわれわれは受け継ぎ得るかどうかがわかっていないという状況にあるぐらい、管制官の不足を来している現状でございます。したがってわれわれとしては、まず管制官を充実して、その上に、もちろんそれは同時にやらなければいかぬと思いますが、その前提で交渉していかねばいかぬ、こういうふうに考えております。

○横路委員 その問題も一つありますよ。その問題も一つあるけれども、私が言っておるのは、軍事優先のこの附属書を改める問題ですよ。これは別に管制官がどうだろうとこうだろうと関係ないでしょう。少なくとも日本の手に沖縄の空は戻るのでしよう。進みますか。いまのお話だと、進入管制はどうなるか、まだ全然わからない。しかし、少なくとも去年の五月段階の合意事項によれば、米軍の軍事的利用の必要性がある限り、進入管制についてはアメリカ側が持つということが、皆さん方とアメリカ側との間に約束されていますね。そうでしょう。

○吉野政府委員 この点は、航空管制に関する合意第三附属書というものの改正全体は、御存じのとおり、少なくとも本土に関する限りは、事実上改正されると同じような形で運営されているわけでございます。沖縄につきましても、われわれは、そういう事態をまずつくっていかねばいかぬ、それと並行して交渉していききたい、そういう段取りではないかと考えておりますが、ともかくわが国自体の準備ということがその前提になるだろうと考えております。

○横路委員 確かにそれは管制官が足りないというところは私もよく知っております。そこにも問題があるというのには、これは運輸省の問題ですが、そうじゃなくて、その基本的な視点なり姿勢なりがどうなのかなというところは、どっちがやるにしても、扱う場合に、米軍機に最優先権を与えるとか与えないとかいうことです。肝心なのは民間優先の姿勢を持っていかねばならないということですよ。それは、あの自衛隊機が全日空機にぶつかっていった、その事故のあのわれわれみんなの反省だったはずですよ。だからその議論の中でも、この問題が取り上げられて、沖縄が問題になるのだから、そのときにどうなるかという議論がされていくわけですね。したがって姿勢としてはここにたぐさなくては。あちこちに出てきますよ。この第三附属書をそのまま適用し、たとえば「日本国政府は、管制本部に勤務する職員を選定及び身許調査について責任を負うことを相互に確認する」、こんなばかんなことあります。日本政府というのには独立した国なんですよ。何でこんな身元調査についてアメリカ政府に保証しやるとを約束しなければならぬのですか、合意書の中で。まだまだそのたぐいのことがたくさんあるのです。

ともかくこの第三附属書は米軍優先ですよ。軍事優先ですよ。これを適用させてしまったら、私はこれから将来にわたって問題になるのは進入管制だろうと思う。ほっておいたら、あの沖縄の米軍の機能なり任務からいって、永久にアメリカの手にとられて、日本に戻ってくることはない。横田の例を見ればわかるじゃないか。だから私が言っているのは、あとでまた帰ってきてからごちゃごちゃ話をしたのだったら、どうせあなた方皆さん忘れてしまっただろう、話さないにきまっています。いまこの時点で、そういう姿勢においてどこをどう直すのか、少なくとも軍事優先なり米軍機最優先という考え方はアメリカ側にやめてもらおう。日本に復帰の暁には、名実ともに日本の領土になるわけでしょう。だから、そういう皆

さん方の交渉の姿勢とか視点とかいうものが問題なんですよ。アメリカの利益を守るのがあなた方の外務省の役目じゃないですよ。

○吉野政府委員 御存じのとおり、航空管制という問題自身は非常に技術的な問題も含んでおりまして、そしてまたいかに第三附属書を変えていくかという問題は、これは、わが国の関係官庁がこの問題の具体的な点につきましてもどういうような意見を持っておるか、ということの調整から始めなければいかぬだろうと考えております。したがって、そういうものができない限り、外務省は単独に自分で国の政策をつくって交渉するというわけにまいらないわけでございます。したがって、あくまでもそういうことを前提にしてわれわれは交渉する。そしてまた、これにつきましてもは米側が交渉しないと言っているわけじゃないのです。また、改正しないと言っているわけじゃないのです。米側もこの点については原則的に応じているわけなんです。したがって、問題はむしろわが国の政策自身をまず固めていただきたい、その上でわれわれはいずれも交渉していく、こういうふうな考えでおります。

○横路委員 あなた、そんなことを言っていて、ほかの省庁に責任をなすりつけるようなことはやめなさい。問題はあなたの方の交渉の姿勢なんだよ。方針ははっきりしているじゃないか。たとえば運輸省、防衛庁との間のこれを書き写したようなやり方、覚え書きというのは改められたわけでしょう。これは問題ももちろんあるわけですが、姿勢は明確なんですよ。問題は外務省の姿勢なんですよ。あなたの方はほんとうにアメリカの利益を守るために交渉をやっているのか、日本の利益を守るためにやっているのかという、その大もとのところ、根本のところはやはり私は一番大きな問題だろうと思うのです。だから、少なくともこの米軍優先というような扱いをしておる第三附属書の軍事優先の思想だけは改めていききたい、これぐらいは皆さん方の立場だって、いまの時点でも言えるでしょう。

○吉野政府委員 この問題は原則的には先生のおっしゃるとおりだろうと思います。しかしながら、軍事優先という意味は、万一事態がそのような状況になった場合には軍事優先をせざるを得ない、これはわが国の防衛の必要上当然のことだろうと思えます。したがって、そういう前提も十分加味した上でわれわれは日本の政策をきめていたと思います。こういうふうに考えておるわけでございます。

○横路委員 それはこの第三附属書の第三章の「方針」のところを見ても、「次に述べる航空機について、航空交通管制承認の最優先権を与えること。航空業務に従事する航空機及びあらかじめ計画された戦術的演習に参加する航空機」というようなことになっているわけですね。しかも沖縄の空のチャートを見てみると、あちこち制限区域ばかりですよ。射撃の訓練あるいは出撃していくために、嘉手納のところだって時間の制限が非常にあって、そこが飛べないようになっているわけですね。こういうあたりをやはり根本的に私たちは考えていく。そういう面からも、沖縄の米軍の行動について、何でもかんでも米軍が自由かつてあの基地を使うのじゃなくて、われわれの立場からそれに制約を加えて、民間航空機の安全を守るということ、これがやはり姿勢として出てこなければならぬと思うのです。だからその辺の基本的な方針ですね。つまり、そういうような最優先を与えるのはやめる、少なくとも航空の安全を守るという立場に立ったアメリカとの間の合意をこれから進めていききたいというその姿勢が、皆さん、国民の前に明らかにしたっていいじゃないですか。

○吉野政府委員 いま先生のおっしゃられた点につきましても、われわれは全然異議ないわけでございます。しかしながら、やはり問題は、具体的な、たとえば演習区域をまず減らしていくとか、かりに那覇の空港の全面返還であるならば、進入管制もわが国が引き受けないといかぬ、こういうような具体的な問題のほうは実はわれわれとして

は非常に難問が多いわけでございます。したがって、そういうことを踏まえてあくまでもわれわれは第三附属書の改正も含めてこれから取り組もう、こういうように考えておるわけでございます。

○横路委員 あなた、いつごろまでそれをやるつもりですか。

○吉野政府委員 これは非常にむずかしい問題でございます。わが国の国内体制自身も十分なこれを引き受けるだけの用意がなければいけません。これと並行して改正していきたい、こういうように考えております。

○横路委員 それはそれでもって、管制官の要員の問題ですから、それとまた別に、基本的なこちら側の姿勢なり思想の問題として考えれば、軍事優先の思想というものは、とにかくそこで改めていく。これは何も、管制権をどっちが持っているという、いまだってこれはできる問題だろうと私は思うのです。そうじゃないですか。

そこで一つお尋ねしますが、進入管制については話がまだきまっていないうことをおっしゃっていたけれども、進入管制について具体的にどうなっているんですか。外務省のほうですか。少なくとも去年の五月の段階では、米軍の軍事的な必要がある限りは、米軍が管制権を持つということになっていたのでしょうか。局長どうですか。

○吉野政府委員 沖縄が復帰前までは、いずれにせよ管制は先方にゆだねておるわけでございます。

○横路委員 そうじゃなく、去年の五月の段階でも、日米双方の合意の内容では、エンルート管制と進入管制というのはいま沖縄は一緒になっているわけですよ。これを分離して、エンルートについては二年後云々という先ほどの話だが、進入管制については、米軍が必要とする限りこれを使うんだ、こういうことなんですか。

○吉野政府委員 その点はまだ話し合いの段階でございます。

○横路委員 去年の五月のリーという人と橋本参事官との間に署名をかわしたのはどういう意味なんですか。

○吉野政府委員 この点は、先生も御指摘のとおり、エンルートの問題につきましては二年後に引き継ぐ。それから進入管制につきましては、今後まだ話し合っていきたい。ただし嘉手納と普天間につきましては、米軍の基地であるから、したがって、おそらく進入管制につきましてはとれない可能性はありますが、しかし那覇につきましては、御存じのとおり、これが全面的にわが国に返ってくることを前提としてわが国がやることになる、かように考えております。

○横路委員 那覇空港はターミナル管制だけでしょ。進入管制も日本で行うんですか。

○内村(信)政府委員 現在きまっておりますのは、着陸誘導管制と飛行場管制でございます。進入管制についてはまだきまっておりません。

○横路委員 あそこは嘉手納と普天間と那覇とが非常に密着しているから、もしやるなら全面的に日本がやるか、全面的にアメリカ側がやるかということになるわけですね、常識的に考えれば。そうすると嘉手納の空軍が残っている限りは、アメリカ側としてなかなか離れない。したがって去年の五月段階の話では、エンルートと進入管制は分けてしまっ、進入管制については、那覇も含めて米軍が軍事的な必要がある限りは、これをアメリカ側が持つんだというように、お互いの間で、一応交渉過程かもしらぬけれども、話がきまっておるんでしょう。

○吉野政府委員 そういふことはいいそうでございます。すなわち、まだこの問題はお互いに今後協議していく、こういうことだろうと思えます。

○横路委員 ないということであれば、たしか去年の五月二十六日のお互いの間の約束みたいなことは、あれはどういう意味なんですか。

○吉野政府委員 この点は、私自身直接交渉に携わっておりませんが、詳しい経緯は承知しておりませんが、先ほど申し上げましたと

おり、那覇については進入管制もわがほうにまかしてくれ、これがあくまでわがほうの基本的態度でございます。しかしながら、先ほど先生が御指摘のとおり、普天間、嘉手納の進入管制との関連で、わがほうの準備が一つには整っていない、二つにはすなわち進入管制の錯綜がある。このような複雑な体制のもとにおいて、いかに那覇のみの進入管制を分けて、かつ日本がこれを引き受けていくか、こういう点につきまして先方と協議中でございます。

○横路委員 まだそういう話し合いが行なわれているというのなら、それはもうぜひできるだけこちらがとる方向でやってもいいと思えます。しかし、あんまりうるさいこと言いませんが、しかし、実際には五月二十六日段階で、向こうのリーというのと橋本参事官との間の約束が、スナイダー公使から吉野局長あてにちゃんと文書で出ていたわけでしょう。そういううまいかげんなことをおっしゃられると困るので、まだそのことについては結論が出ていない、これから日本側としても交渉段階で詰めている段階だということでありまして、それは間違いないのではありません。進入管制について期間も何もまだきまっていないうなうら、そういうことあれば私のほうから注文申し上げておきますから、局長、ちょっと聞いておってください。進入管制についてもまだきまっていないうなうらば、少なくともその文章上はいろいろな表現が出てきているわけですよ。きまっていないならば、アメリカ側が軍事的必要がある限り、この進入管制はアメリカが持つんだといううな、そういう協定にだけは絶対にしないでください。いいですか。それだけ皆さんのほうでがんばってもらわなければ困るので、そういうことになったら、永久に本島の空は全部米軍の手に握られることになる。いま、那覇の進入管制ばかりではなく、嘉手納にしても、普天間にしても、エンルートは二年後——では進入管制についても、二年が無理だったら五年なら五年ということ、皆さんのほうでがんばってください。それ

うであれば、私のほうはこまかいことは言わぬ。○吉野政府委員 その点は、先生の御主張は十分われわれも体しまして交渉したいと思えます。いずれにせよ、このような交渉が最終的にきまるのは、そのつど開かれます日米合同委員会において最終的に合意に達するわけでございます。したがって、それができるまではわれわれも何とも申し上げることはできない。それから日米合同委員会も、何も全部一度にきめる必要はないわけでございます。それぞれわがほうを受け入れ準備が整い次第、必要な範囲内において先方から引き継いでいく、こういうことになるわけでございます。しかしながら、われわれといたしましては、先生のおっしゃられるとおり、日本の空を實質的に取り返したい、この意味で努力いたしたいと思えます。

○横路委員 一たび渡してしまつと、東京の空だって日本のものじゃないですよ。そうでしょう。もう二十年たっているわけですよ。ですから、一たび渡してしまつたら、これはだめなんですよ。いずれにしても、これは五月十五日の段階前には、何らかの形で、エンルート管制なり進入管制なりターミナル管制についてどうするか、取りきめをしなければならぬわけでしょう。これは主権は日本にあるわけですから、空の主権だって日本に返るわけですから、したがって、アメリカ側にやらせるとするのなら、その何らかの取りきめが必要なんです。あとになって必要な取りきめをしていけばいいという問題じゃない。最初の取りきめのときにアメリカ側の軍事的な必要がある限り進入管制はアメリカが持つというばかな協定にならないように、それだけは皆さんにがんばってもらいたいということです。その点は再度ぜひ確認してもらいたいと思うのです。

○吉野政府委員 先生の御趣旨はよくわかりましたが、やはり技術的あるいはわが国の受け入れ体制それ自体の問題がございますから、そういうものを踏まえて十分努力していきたいと思っております。

○横路委員 外務省のほうはもうこれでけっこうでございます。

防衛庁のほう、きのう国防会議を開いて自衛隊の沖縄配備をきめられた。そうすると、前の久保・カーチス協定とかなり違ってくる面がある。この久保・カーチス協定というものは、本来ならば日本の国会でも審議の対象にすべき性格のもんだということが、この間の秘密文書の中で明らかになったと思うのですが、アメリカの議会でも、これはやはり正式の付属文書として出されておるわけでしょう。これについて皆さんのほうで、結局、国防会議も形だけのものでは、久保・カーチス協定というものと実質何も変わらないのですが、少なくとも手続の面ではいろいろとやらなければならぬことがあるはずであります。そのアメリカとの関係はどうなっていますか。

○江崎国務大臣 久保・カーチス協定は、しばしば申し上げてまいりましたように、米軍のおるところへ、国の違、しかも新しい性格の自衛隊が入っていくということで、特に局地防衛を日本が取り扱うということに入っていくための、きわめて事務的、技術的な打ち合わせ、こういうふうにして、もともと友好関係に立ち、日米安全保障条約を持っており、信頼感を持つての話し合いが基礎になっておるわけですから、この久保・カーチス協定がアグリーメントしたものでないから自由自在に変えられるという性格のものではないと思えます。しかし、これはもうすでに首相を中心として、昨年の段階において二回話し合いをしておる。そしてその承認のもとに、久保防衛局長がカーチス中將との間に話をきめたものであります。これまた委員会ではしばしば申し上げましたように、全然人員の移動ができないものではない。向こう六カ月以内に、当時は三千三百人と言っておりますが、その数字においても全然動かし得ないものではないといたしませんというわけで、国際間の信義にもとらなない範囲でこの人員を直したり、あるいは六カ月間と話し合いをきめたその取りきめ

の線を大きく逸脱しない範囲でスローダウンしていく、これは可能であります。久保・カーチス協定よりも、国防会議にはかるということを総理がきめまして、この国防会議でこうしたいという結論が出れば、それが優先いたしますというふうにお答えをして今日に至ったわけですが、いまして、新聞等に発表されておりますような、ああいう形のものになったわけでございます。

○横路委員 アメリカの議会のほうは、沖縄返還協定の正式付属文書になっておるわけですか。

○久保政府委員 このアメリカ議会における扱い、それから日本の国会における扱い、これは外務省と私どもと同じ見解というよりも、外務省の見解に私も従っておりますが、アメリカの上院に出された場合、ニクソン大統領の文書によりまして明らかであります。当然上院の審議の対象は協定でございます。そこで、英語をちょっと忘れましたが、フォー・ザ・インフォメーションあるいはアズ・インフォメーション、どちらかでありまして、インフォメーションとして出されておることば、愛知・マイヤーズ書簡その他の文書と一緒にあげられていることは御存じだと思います。わが国の場合には、国会に外務省から出された文書と私どものそれとが、同時に国会に出されている。この点は、協定審議の参考資料という意味ではアメリカもわがほ

うも同じである、そういう位置づけになっております。特にわれわれのこの文書については、外交文書ではないというように外務省は申しております。

○横路委員 今回の問題は、何か総理が出席されて、そのときにまたいろいろ議論があるようなので、私は簡単にしておきたいと思うのですが、今回の国防会議の決定についても、屋良主席のほうから、果民の感情としてこれは反対だという声があるにあらうと思つた。特に久米島の虐殺事件との関連でいろいろとわかれておるわけでありまして、その辺のところ、この屋良主席の談話

を皆さん方はどう受けとめますか。

○江崎国務大臣 主権が戻ってまいりますれば、当然、局地防衛の責任はわれわれ日本側にあります。したがって、ここに自衛隊を配備する必要性というところについては、絶対必要であるという認識に立っておりますが、そうかといって沖縄の県民感情を配慮しないわけにはまいりません。自衛隊を配備することも重要な責任であります。また同時に、県民感情を配慮していくということ、これは政治的な重要な責任であるというふうに考えます。したがって、当初六百名を予定しておりました陸海空自衛隊の人員を、百名切っておりまして、正確には九十六名程度を、基地の返還、施設の返還、こういったことの米側との打ち合わせ、琉球との打ち合わせ、そういった準備行動のものにそのままだたせらる。こちらが管理いたします自衛隊に提供されるものというものは、基地の広さからいうと約五十万坪。このころは平米で言いますが、坪数で言えば五十万坪。棟数で言いますと二百八十三棟。非常に膨大なものであります。それを大体百名程度の者で管理をしていくというわけですから、まず必要不可欠の人員を配置し、沖縄の施政権が完全に戻ってまいりましてから、主席をはじめ関係者との間でもひびきをつき合せて了解をとり、また沖縄県民にも十分に自衛隊に対する理解を深めていただきながら配備をしていく、こういった考え方でいられるわけでは

○横路委員 そうすると、この間の立川移駐のようなことにはならぬですね。

○江崎国務大臣 そのとおりでございます。

○横路委員 あと詳しい議論は、総理の出席のときいろいろ議論があるようなので、私そこに譲りたいと思つたが、一ついまの軍事優先の先ほどの第三付属書との関係でちょっとお尋ねしたいのです。

例の自衛隊と全日空機の衝突の原因もいろいろ調査中ですが、あのかき標的という議論がいろいろありまして、皆さんのほうでは、やっておられないということだったのですが、その後

そういう同じようなケースがたくさん出てきています。

そこで、最初に運輸省のほうにお尋ねしたいのですが、昭和四十七年二月十日午後一時三十分、宮崎空港の付近で航空大学の訓練機に対して自衛隊機がスクランブルをかけたという例がありました。これは私は、標的訓練をやった、皆さん方の中で俗に言うアドリブをやったというように考えるわけですが、まずこの事実経過について運輸省のほうから御報告をお願いしたいと思います。

○内村(信)政府委員 ただいま先生御指摘の問題でございますが、昭和四十七年二月十日十三時三十四分ごろでございますが、航空大学の学校機、この機長の報告によりますと、そのころに、日南訓練区域、これは宮崎の上空でございますが、そこでインターセプトされたというふうに聞いております。

そのときの状況は、同機長の報告によりますと、F86Fが航空大学校機の右横約百五十フィートぐらいたままで接近いたしました。その後、再度左横に接近して、そのまますぐ宮崎空港の南三海里まで約五分間ぐらいたままで追いついたしまして、十三時三十九分にF86Fは西方に上昇した。これが航空大学の大学校機の機長からの報告でございます。

○横路委員 いま概要があつたのですけれども、航空大学の飛行機は宮崎空港の南々東の海上約十八キロメートルのところ、F86F二機、一機はうしろから完全に監視、一機は百五十フィートという顔が見える程度に近接して写真をとった。だからこれは防衛庁に写真があるはずですが、それからその前面を横切つて、さらにその左側について、さらに写真をとって消えていったというので、ね。調べによると、どうもF86Fは築城の航空自衛隊の飛行機らしいのです。

私はターゲットの飛行機が非常に不足しているということとはよくわかるのですが、しかし、こういうことをやって、しかも皆さん方の中に、聞いてみるとアドリブということをやっている。私はアドリブというのは何かよくわからなかった。そ

うすると、訓練以外の飛行機を見つけたら、それやれというのでやるのをアドリブというのですね。アドリブスクランブルというようなことばが自衛隊のパイロットの中にあるというのでしょ。こんなことを、八月のあの事故のあと、こりもせず、ことしの二月十日にまた再びやっています。これは旅客機じゃないです。航空大学の飛行機です。しかし、旅客機でなくたって、こんなばかなことをやるということでは、皆さん方がほんとうに反省したのかどうか疑わしいと私は思うのです。この辺の経過はもう防衛庁長官も御存じだと思つて、これは一部新聞にニアミスということでも報道されているのですが、中身はそうじゃない。私はその辺のところをやはり防衛庁として反省をしてもらわなければならぬし、それからぜひその写真を提出してもらいたいと思うのです。

○久保政府委員 結論はあまりいいケースではなかったように私も思います。ただし、事実関係だけ私どもの調査した範囲で申し上げて、その上で御判断をいただきたいと思つています。なお写真は差し上げます。

これは、二月十日十二時四十一分に、自衛隊のレーダーサイト、背後だそうでありましたが、このレーダーサイトが、大隅半島の東南方の海上を北上中のいわゆる所属不明のアンノーン機を一機発見をいたしました。そこで、レーダーサイト直ちに運輸省の航空交通管制部等に連絡をいたしましたところ、はつきりわからないということでありましたし、また、その飛行機に対して通信連絡をやつたけれども成功しなかった。その間にこの飛行機がさらに北上を続けたので、確認のために築城のF86にスクランブルをかけました。その後、日南市の付近の上空で十三時十四分ごろにこの目標機がレーダーから消えたということで、発進をしますF86二機が、日南市の上空へまっすぐ進んでいきましたところが、十三時三十二分ごろ日南市の北部付近の上空で目標機らしいものを発見した。これはスクランブル機が発見をしました。

そこで、スクランブル機二機が当該目標機の左上方から接近をして、これは天候不良であつたさうでありまして、確認がややむずかしくて、三回ほどやり直しを行つたということでありまして、数分後に不審機でないことを確認した。この際、自衛隊機の報告では先ほどの距離と違つております。私どものほうが確かだとは申しませんけれども、その際には、自衛隊機は当該機に対して二千フィート近くまで接近した。これは私どものほうの内規では、最近では二千フィートまでというふうな制約しております。もしそれよりも近づいておれば、これはそういった内部の基準に違反しております。そこで、その近くまで行つて四分ほど飛行を実施した。私どものほうから見れば、相手に不安を与えるような飛行はやつておられないというつもりではありましたが、そこで86は、不審機でないことを確認した後に、築城の基地に帰投した。その後には調査してみますと、いま航空局から御説明がありましたが、これは航空大学の所属機であるということがわかりました。さらに調べてみましたところ、F86が確認したものは航空大学の所属機でありましたが、レーダーが当初捕捉した不明機というものは海上保安庁所属のビーチクラフト機であつたろうというふうに考へております。この飛行機は日南市付近を経て鹿児島空港に着陸をしているということで、この海上保安庁のビーチクラフト機が不明と見られた原因は、飛行計画とその航跡が、それぞれフライトプランに比べて、時間がいまして十三分、距離でいまして三十マイルばかり違つておつたということのためにアンノーンということになつたやうであります。

以上であります。

○横路委員 大体百五十フィートを二千フィートなんておっしゃいますけれども、顔が見える程度まで近寄つたことは間違いないでしょう。あなた、お互いがそんなに違はずがらないですよ。みんなパイロット同士でそういうでたらめなことじゃ困ると思うのです。しかも、私がおかしいと思ふのは、その不明機と皆さん方が称しているやつは、宮崎から実に百六十七キロないしは百八十五キロも離れているところでしょう。いいですか、築城がここにあると、皆さん方がスクランブルをかけた飛行機はここ、ちょうど同じ距離だけ遠いところにいる飛行機ですよ。それをあなた、間違えてスクランブルをかけるような、そんなばかみたいな話はないじゃありませんか。常識で考えたつて、こんな防衛庁の言い分というのは通りませんよ。大体、築城から宮崎まで二百九キロ、その宮崎から、皆さん方があとで海上保安庁の飛行機だといつてゐるのが大体百八十五キロくらい、ちょうどそのまん中のところですよ。しかも航空大学の飛行機なんぞ、見ればすぐわかる。こんな飛行機にスクランブルなんか何もかけることとはないじゃありませんか。だから、これは俗に皆さんが言っているアドリブをやつたんだと私は思ふんですよ。説明して自分でおかしいと思ふでしょう。そう思ひませんか。

○久保政府委員 これは所属不明の飛行機が大隅半島から海上を北上中であつたわけでありまして、北上中のものに対して、アンノーンであり、その味方識別がはっきりしない場合にスクランブルをかけてもおかしくないと思つております。

ところで、いま言われましたようないろいろなことについては、私、航跡を見てきたわけではありませんで、ここで議論しても平行線をたどると思ひますので、もう少し調べてからいまの御疑問にはお答えしたいと思ひます。

○横路委員 しかも背後山のレーダーが大体これをとらえることができるのかどうか。高度からいって、途中で市房山とか国見岳なんて山がありまして、たとえば市房山が千七百二十メートル、国見岳が千七百三十九メートル、背後山は千五百五メートルですね。そこからのレーダーで、はたしてこの飛行機をとらえることができるのかどうか。しかも、鹿児島島の周辺には高畑山のレーダーもあるでしょう。そうすると、方向からいって、距離からいって、何といつたつて間

違えるはずがない。こんなに間違えるんじや、レーダーとしての機能を全然果たしてないことになるじゃないですか。

○久保政府委員 いま言われた範囲ではいろいろおかしい点がありますが、ただ、ここで白紙で議論してもあまり意味がないように思ふので、私はやはり図面の上で先生に別途御説明申し上げたほうがお互いの理解に役に立つのではないかと思ひます。

○横路委員 それは何も私が説明してもらつた問題じゃないですよ。国民のほうに説明してもらつた問題なんです。しかも、スクランブルをやつて、写真をとるために五分間ぐらい並行飛行したという。これは完全にかからいんですよ、ある意味においては。あんなおそい飛行機にF86が何で五分間もついて写真を撮る必要があるんですか。しかも百五十フィートですよ。これはスピードをおそくするために全部着陸態勢をとつて、そうして一緒に並行していつて、しかも、この航空大学の飛行機の直前を横切つて、今度は左側の写真を撮る。その間、一機がうしろから監視をしている。これはスクランブルの態勢ですね。この間の例の自衛隊機が全日空機と衝突の、あの限と市川の態勢と同じ態勢ですよ。皆さん方はやつてない、やつてないと言つても、ガンカメラで写真を撮つておけしやう。自衛隊出身のパイロットは、現実には持っている人がいるんですよ。日本航空や全日空の標旗が出ているんだ、そのガンカメラで写した標的機として。皆さん方のところにだつてたくさんあるはずですよ。調べてみればわかると思ふ。したがつてその写真を出してもらつたということ、もうちょっと事実についてきちんと報告をされて、しかも、何かいまの御答弁によると二千フィートと言つて、百五十フィートまで近づいてゐるということであれば、なおさら皆さんのほうで、とにかくパイロットの仲間であつたアドリブなんということがあるんですから、大体やつてゐるのは間違いない。そういうことだけはぜひ改めてもらわなければならぬ。

これで接触事故でも起こしたら、皆さんまた責任をとらなければならぬ。そういう意味では、事故が起きないように事実の究明を徹底してやってみてほしいと思いますし、しかも航空大学というのは自衛隊出身の人が教官に多いんじゃないでしょうか。どうもそういう意味でなれ合いでやっていると。推理をすればターゲット不足だからなれ合いでやっているとこのことだとして考えられないことはない。航空大学の問題は航空大学の問題であつた議論したいと思いますが、少なくともその辺のこの事実をしっかりと究明してもらいたいということをお願いして、私の質問はこれであつて、ちよつと横崎さんから関連があります。

○横崎委員 関連して、資料要求ともからめましてちよつとお伺いしておきますが、A D I Z の最終的な決定は、米軍と何か協定もしくはそれに類するものをやらなくては独自では決められないわけですか。

○久保政府委員 本年末までは米側で領空侵犯措置をやることになりましたので、その際に米側がせつかく設定しているものをそのまま踏襲したほうがよろしいか、あるいは復帰日に領空 A D I Z を防衛側として訓令で発してそれに従つてやつてもらうか、事実上はわずかの違いであつて思ひますけれども、その手続の問題についてちよつとまだ結論を出していません。ただし、米側と協定というよりは、A D I Z はいづれ自衛隊が自主的に定められることであるので、私どものほうでこうしたいということでは向こうに通報すれば足る問題であつたと私は思つております。

○横崎委員 これもいろいろと関係が出てくるのでして、独自で定められるというふうな関係になつていないでしょうか。そうじゃないですか。ちよつと念を押しておきます。

○久保政府委員 私の判断では、日本側で独自に定めるべき問題であつて、従来どういふ経緯があるか知りませんが、米側でもし何かを言うならば、そのほうが筋違いであつたと思ひます。

○横崎委員 これをなぜ私が言うかというところ、さき横路君が取り上げました第三附属書、これをこのまま適用するということになれば、この中に書いてありましよう。久保さん、あなたはこの第三附属書を読んだことありますか。——では、できないじゃないですか。

○久保政府委員 その取りきめはずいぶん古いものでありまして、必ずしも現在そのとおり行なわれているとも思ひませんし、かりにそこにあるにしても、米側がノーと言つた場合に私どものほうでできないというふうには理解いたしません。かりにそこにあるとしても、私のほうの判断で向こうに了解を求めるかもしれないが、A D I Z の修正は可能であつたと思ひます。

○横崎委員 あなた、またたいへんなことをおっしゃいますよ。外務省が外に出られてしまつてから、そんなことをおっしゃつてはだめですよ。大臣、附属書をきめて、いや、そのまゝ行なわねでもいいんだなんて、いまあなたの局長はおっしゃつておられるのです。冗談じゃありませんよ。そういうことではいいんですか。だから沖繩返還の前にこれを何とかしなさいと私も要求したし、きょうも横路君が要求している。この第三附属書がそのまゝ適用されることになると、これにどう書いてありますか。「防衛責任担当機関」と、これは日米の制服同士です。「防衛責任担当機関と協議のうえ、防空識別圏(A D I Z)及び制限空域を設定すること」と、こうきちんと位置づけられているんです。だからこの点は、改正するなら改正するという意向のもとにそういうことをおっしゃるんだつたらわかりましようけれども、先ほどの外務省の話じゃ、これはこのまゝ適用する、そういうチャランボランなことを言つてはだめですよ。

○久保政府委員 必ずしもそうではありませんで、それは三十何年でしたか、古い時期には日米両方で防空を担当しておつた、そういうたゞまゝのもものでは、A D I Z を設定する向こう側の都合もあるでしょう。しかし、沖繩については領空侵犯はすべて自衛隊のみでやるわけでありましようか。

ら、その場合の防空責任者というのは自衛隊でありますから、私どもは米側にある程度了解を求めるかもしれないけれども、自主的にきめ得るのではないかと思います。

○横崎委員 あなた、日付を知っているんですか。いま何年とおっしゃいましたか。

○久保政府委員 いま忘れましよう。

○横崎委員 あなた、自分でわからぬことを言つちやいけませんよ。こういう大事な委員会です。ですから、そういう答弁では、これはいけませんね。

もう時間がないですから、それじゃ一つだけ聞いておきます。いつまでに正式に決定しますか。それとも一つは、A D I Z は与那国の上を通つておるでしょう。島の上を通つておるのです。これをどうしてそのまゝにするんですか。どうして台湾の米軍にその半分をまかせせるんですか。

○久保政府委員 これは A D I Z の性格を言うまでもなく御承知でありますから、米側にゆだねるところとかいふ問題ではありません。たとえば小笠原にわがほうの A D I Z が入っていないという場合に米にゆだねておるわけではありません。竹島についてもいふ通りであります。つまり沖繩本島の防空のためにどの辺にラインを引けば適當かというところだけのことであります。ところで、その観点から見まして、与那国島が日本の領土であるから、それをこちらの A D I Z の中に入れたらいいではないかという意見はないではありませんが、しかし、特にそれを中に入れたら沖繩本島の防空が便利である、あるいは領空侵犯措置が便利になるというほどのものではないので、あえて動かすほどのものではないという程度のものであります。もし中に取り入れたほうがよろしいということであれば、そうしたつてけつこうであります。

それから、いつまでにきめるかということ、いま米側とも話をしておりますが、年内に、米側で領空侵犯措置を講じております間、従来どおり踏襲するか、あるいは五月十五日以降自衛隊で訓

令を出してその範囲内でやらせるか、これについてはもうしばらく時間をかけたいと思ひますが、いづれにせよ四月中くらいには結論を出したい、こう思つております。

○横崎委員 大臣、もう多くを言ひませんが、まずこの A D I Z を米側と話し合つておられる、その形式をどうするかはまだ検討中とおっしゃいました。その根拠はまさにこの第三附属書にあるのです。A D I Z は双方で協議しなければならぬ、これが変えられない限りはこれが根拠です。久保・カーチス協定にそれを入れるのですか。それはないでしょう。国防会議できのうきめられたそれに基づいてできないでしょう。まさに第三附属書でしよう、これが生きておる間は、だからそれはきちんとなるわけでしょう、米側との間に、それが一つです。

それからもう一つは、あなたはそう簡単におつしやいますけれども、この A D I Z がどうして問題になつたか反省をしてくださいます。これは例の松前・バーンス協定とも関連してくるんです。だから、久保局長がおつしやるように、われわれはそんなに軽くは見えてないんです。その点は最後に大臣の御見解を承つておきたい。米軍とどういふ話を、いつまでにということをお聞きします。

○江崎国務大臣 久保防衛局長がお答えした方向は正しいというふうにも思ひますが、お聞きします。それはたとえ久保・カーチス協定でも、国会で答弁申し上げてきたような形で今日だいたい変動があつたわけですね。したがひまして、必ずしもそれに縛られないということ、一つの観測として局長が申したとおりであります。ひとつは、これは共同防衛という形になるわけでありましようから、連絡をすることはやはり必要であつた。全然連絡なしでやつていいというものではないというふうには私は考えます。きめるのはやはり今月末と申しておりますが、事務的には彼にまかせておるわけでありましようが、十分監督しながら決定をしてまいりたいと思ひます。

○植崎委員 それから、さっき申し上げたC F 130の事実確認は、次の質問の機会まで間に合うよう  
にお願いしておきます。

○江崎国務大臣 わかりました。

○伊能委員長 次回は、来たる二十日木曜日、午  
前十時理事会、十時三十分より委員会を開会する  
こととし、本日はこれにて散会いたします。  
午後一時散会

内閣委員会議録第八号中正誤

二ページ二段の正誤表中、終わりから四行目の前  
に次のとおり入るべきの誤り。

同 第二号中正誤